

次世代育成支援対策地域行動計画 (後期計画)

平成 22 年 3 月

和歌山県 由良町

ごあいさつ

近年、急速に進行する少子化は、社会経済全体をはじめ、子どもたちを取り巻く社会環境にも多くの影響を与えています。

加えて、将来の社会不安を反映するような、子どもを取り巻く厳しい状況が報道されている一方で、子育てを社会全体で支援していくための動きもみられ、今まさにすべての人が子育ての重要性を再認識する時がきています。

このような背景のもと、由良町においても、親子が安心・安全に暮らせる魅力あるまちづくりをめざし、子育て支援施策に関する具体的・総合的な計画として「由良町次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定したところです。

策定にあたりましては、子育てをしているご家庭へのアンケート調査などにより、貴重なご意見を頂き、それを基に由良町次世代育成支援行動計画策定委員会でご審議をいただきました。

最後になりますがアンケート調査などで貴重なご意見を賜りました住民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました由良町次世代育成支援行動計画策定委員会の皆さまをはじめ関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。今後とも住民の皆さまには、由良町の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

由良町長 畑中 雅央

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 総論 | 1 |
| Ⅰ. 計画の基本的事項 | 2 |
| 1. 計画のねらい | 2 |
| 2. 計画の位置づけ | 3 |
| 3. 計画の期間 | 4 |
| 4. 計画の策定・推進 | 4 |
| Ⅱ. 由良町の子どもを取り巻く状況 | 5 |
| 1. 統計からみる町の概況と子どもの状況 | 5 |
| 2. アンケート調査からみる町の概況と子どもの状況 | 14 |
| Ⅲ. 計画の基本的な考え方 | 36 |
| 1. 計画の基本理念 | 36 |
| 2. 計画の基本的視点 | 37 |
| 3. 基本目標 | 39 |
| 4. 施策の全体像 | 41 |
| 5. 計画の推進体制 | 42 |
| 6. 計画の目標値 | 43 |
| 各論 | 45 |
| Ⅰ. 家族のつながりと地域における子育ての支援 | 46 |
| 1. 子育てに関する相談・情報提供体制の充実 | 46 |
| 2. 子育て支援サービスの充実 | 49 |
| 3. 保育サービスの充実 | 51 |
| 4. 地域内交流の促進 | 55 |
| 5. 児童の居場所づくり、児童健全育成 | 57 |

| | |
|---------------------------------|-----------|
| II. 親と子の健康確保・増進 | 60 |
| 1. 子どもと母親の健康の確保 | 60 |
| 2. 思春期保健対策の充実 | 64 |
| 3. 食育の推進 | 66 |
| III. 子どもの健やかな成長を図る教育環境の充実 | 68 |
| 1. 子どもを生き育てる意義の教育・啓発 | 68 |
| 2. 学校教育の充実 | 70 |
| 3. 家庭や地域の教育力の回復 | 74 |
| IV. 子どもと子育て家庭を支援する生活環境の整備 | 76 |
| 1. 良好な生活環境の確保 | 76 |
| 2. 子どもの安全の確保 | 78 |
| V. 仕事と子育ての両立の推進 | 80 |
| 1. 仕事と子育ての両立の推進 | 80 |
| VI. 子どもの権利を守る環境の整備 | 82 |
| 1. 児童の権利に関する条約の普及・啓発 | 82 |
| 2. 児童虐待防止対策の充実 | 83 |
| 3. ひとり親家庭の自立支援 | 85 |
| 4. 障害児施策の充実 | 86 |
| 5. 被害を受けた子どもの保護の推進 | 88 |
| 資 料 編 | 89 |
| 1. 由良町次世代育成支援行動計画策定委員会要綱 | 90 |
| 2. 由良町次世代育成支援行動計画策定委員会名簿 | 91 |

総論

I. 計画の基本的事項

1. 計画のねらい

国、地方公共団体は、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生き育てやすい環境整備に重点を置き、さまざまな少子化対策を実施してきました。

未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等さまざまな要因から、少子化は今後も進行を続けるものと予想されています。

このような急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対し、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的」として「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という）が平成 15 年 7 月に成立、施行され、平成 17 年から 10 年間、集中的・計画的に次世代育成支援の取り組みを進めることになりました。

次世代法では、総合的かつ効果的に次世代育成支援を推進するため、市町村、都道府県、事業主に、それぞれ具体的な計画の策定が義務づけられています。

由良町においては、国の示した指針に則して、平成 17 年度から 26 年度までを計画期間とし、町の子育て支援施策を総合的かつ計画的に展開していくため、次世代法にもとづく行動計画を平成 17 年 3 月に「由良町次世代育成支援対策地域行動計画」として策定しました。次世代法においては、計画期間を一期 5 年とし、平成 17 年度から平成 21 年度を前期、平成 22 年度から平成 26 年度までを後期としていることから、前期計画の見直しを行い、新たに「由良町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定します。

■表：自治体における少子化対策の経緯

| 年月 | 方針・法律等 | 内容 |
|-----------------|------------------|--|
| 平成 6 年 12 月 | 新しい少子化対策 について | 安心して子どもを生き育てることができるような環境整備、家庭における子育てを支える社会の構成メンバーが連携するシステムの構築、子どもの利益を最大限尊重すること、を基本的視点とする |
| 平成 11 年 12 月 | 少子化対策推進基本 方針 | 子育て支援サービスの充実、仕事と子育ての両立のための雇用環境整備、子どもがのびのび育つ教育環境の整備等を主な内容としたもの |
| 平成 15 年 7 月 | 次世代法 | 「我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」を概要としたもの |

■表：前期計画期間中における子どもと子育て家庭を取り巻く主な国の動き

| 年月 | 方針・法律等 | 内容 |
|-----------------|---|---|
| 平成 18 年 6 月 | 新しい少子化対策 について | 「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・ 出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総 合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のた めの国民運動等を推進 |
| 平成 18 年 10 月 | 「認定こども園」の 制度創設 | 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域に おける子育て支援の機能を合わせ持った施設 |
| 平成 19 年度 | 「放課後子どもプラ ン」の創設 | 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省 の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して 実施するもの |
| 平成 19 年 12 月 | 「子どもと家族を応 援する日本」重点戦 略 | ①仕事と生活の調和②就労と子育ての両立、家庭における 子育てを包括的に支援する枠組みの構築、の2点を車の両 輪として推進 |
| | 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス) 憲章」「仕 事と生活の調和のた めの行動指針」 | 憲章：仕事と生活の調和に向け、国民的な取り組みの大き な方向性を提示したもの 行動指針：企業や働く者等の効果的取り組み、国や地方公 共団体の施策の方針を示したもの |
| 平成 20 年 2 月 | 新待機児童ゼロ作戦 | 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くこと ができる社会をめざして保育施策を質・量ともに充実・強 化する |

2. 計画の位置づけ

この計画は、平成 15 年 7 月に制定され、平成 17 年 4 月 1 日より施行され
た「次世代法」第 8 条第 1 項にもとづく市町村行動計画にあたる由良町の行動
計画であり、平成 17 年 3 月に策定された由良町次世代育成支援対策地域行動
計画（以下「前期計画」という。）に続く後期計画として策定します。

子どもや子育て家庭などを対象とし、前期計画の取り組みについて、評価・
検証をした上で、由良町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総
合的に定めるものです。

また、町の上位計画である「第 4 次由良町総合計画」の部門別の個別計画と
して、由良町の施策を総合的・一体的に進めるため、関連計画とも整合性を保
ちながら策定します。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 21 年度を期間として策定した前期計画に引き続き、平成 22 年度から平成 26 年度までの5年間を期間とする後期計画として策定します。

■図：計画の期間



4. 計画の策定・推進

計画の策定にあたっては、計画に子どもたちや子育て家庭のニーズを盛り込むことができるよう、子どもと子育て家庭の現状やニーズを把握するため、次のようなアンケート調査を平成 21 年 7 月に実施しました。

併せて、町で実施している子どもに関する施策や事業について点検し、着実に推進するため、関係各課の施策事業の把握と検討・協議を行うとともに、由良町次世代育成支援地域行動計画策定委員会で協議をして策定を進めます。

■表：アンケート調査の回収状況

| | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|----------|-----|-----|-------|
| 就学前児童保護者 | 210 | 155 | 73.8% |
| 小学校児童保護者 | 249 | 193 | 77.5% |
| 合計 | 459 | 348 | 75.8% |

Ⅱ. 由良町の子どもを取り巻く状況

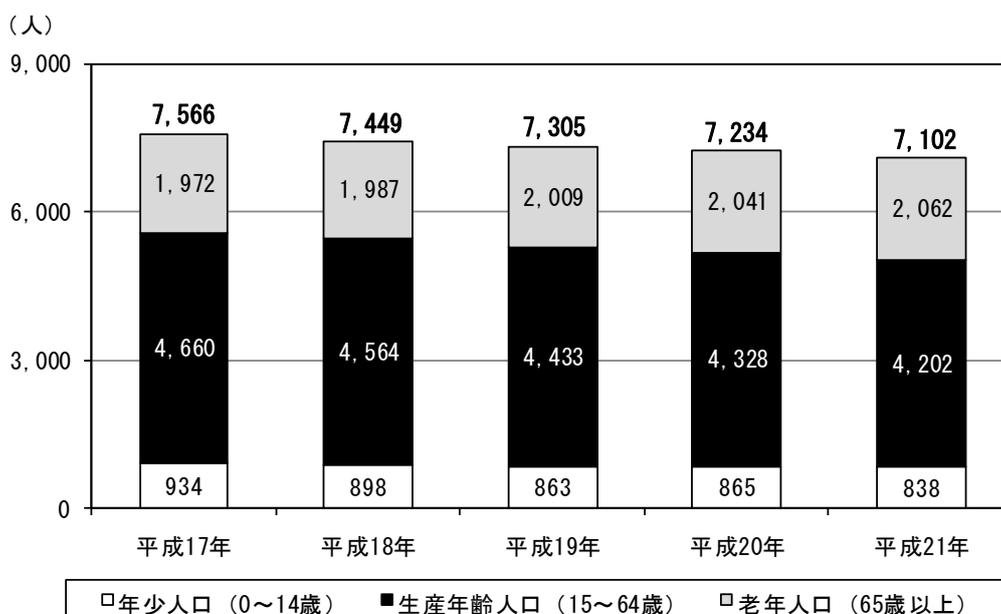
1. 統計からみる町の概況と子どもの状況

(1) 人口の推移

由良町の総人口の推移についてみると、年々減少傾向にあり、平成21年3月末日現在の人口は7,102人となっています。

年齢3区分別の人口の推移についてみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は、減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向を示しています。

■図：総人口と年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

■表：年齢3区分人口比の推移

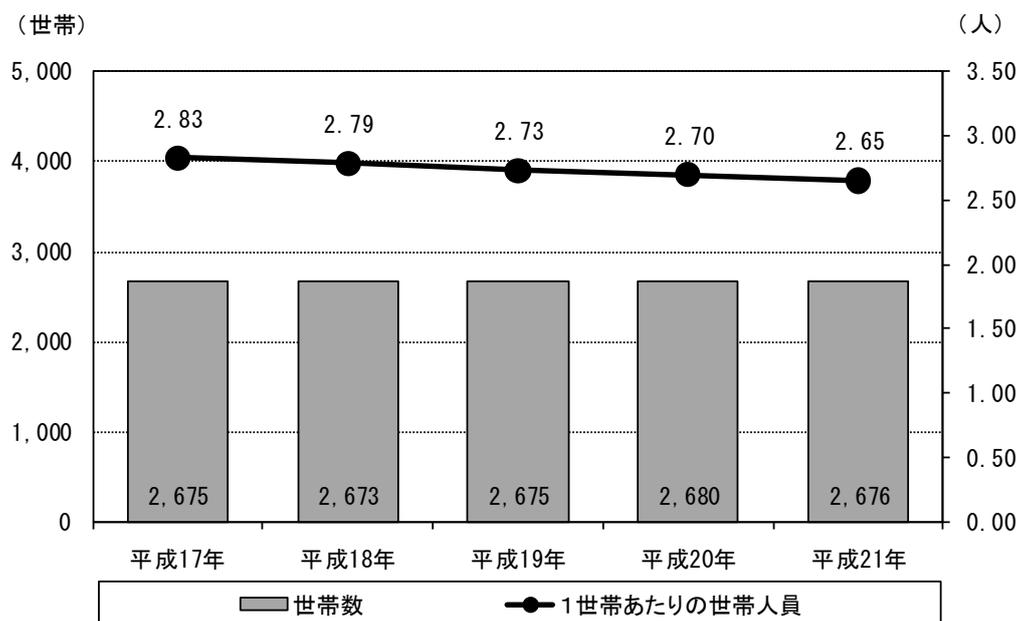
| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0～14歳 | 12.3% | 12.1% | 11.8% | 12.0% | 11.8% |
| 15～64歳 | 61.6% | 61.3% | 60.7% | 59.8% | 59.2% |
| 65歳以上 | 26.1% | 26.7% | 27.5% | 28.2% | 29.0% |

(2) 世帯数の推移

由良町の世帯の状況についてみると、総世帯数については、ほぼ横ばいに推移しており、平成21年3月末日現在の総世帯数は2,676世帯となっています。

一方、1世帯あたりの世帯人数は減少傾向にあり、平成21年3月末日現在では、1世帯あたり2.65人となっています。

■図：総世帯数と1世帯あたりの世帯人数の推移



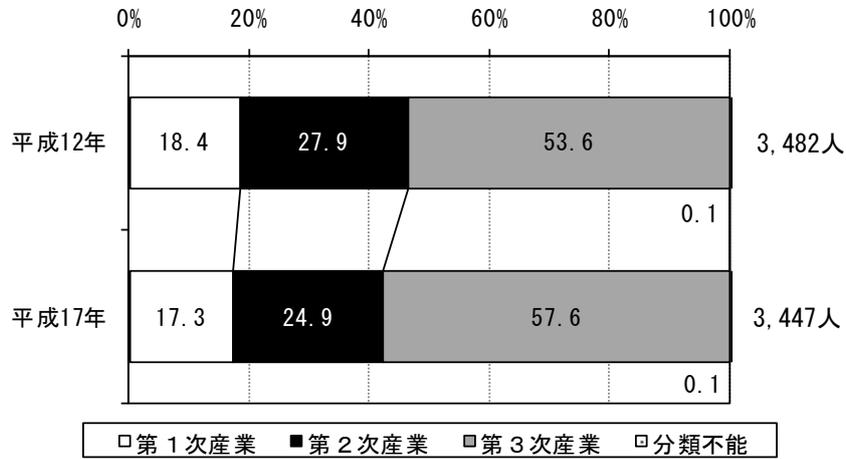
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(3) 就業状況

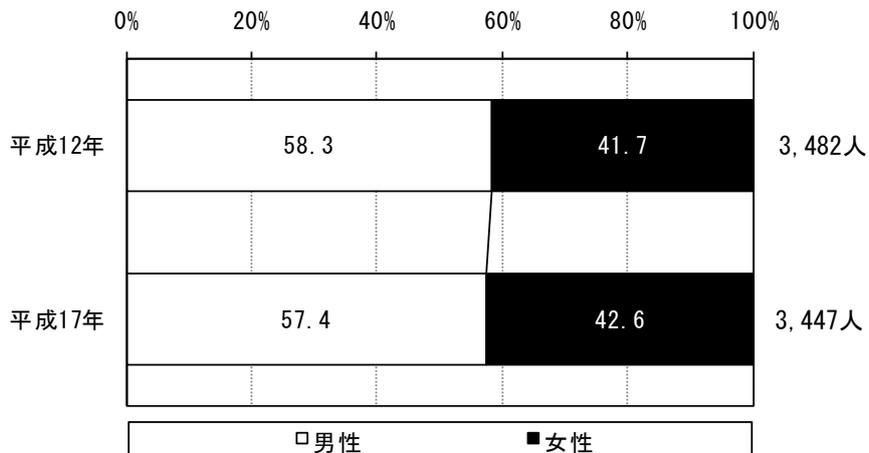
就業者数については、平成12年が3,482人、平成17年が3,447人と35人減少しています。産業別の就業比率についてみると、平成12年と比較して、平成17年では、サービス業等の第3次産業の割合が高くなった一方で、農業、漁業等の第1次産業、製造業・建設業等の第2次産業の割合が低くなっています。

男女別の就業比率についてみると、平成12と比較して、平成17年では、女性の割合がわずかに高くなっています。

■図：産業区分別就業比率



■図：男女別就業比率



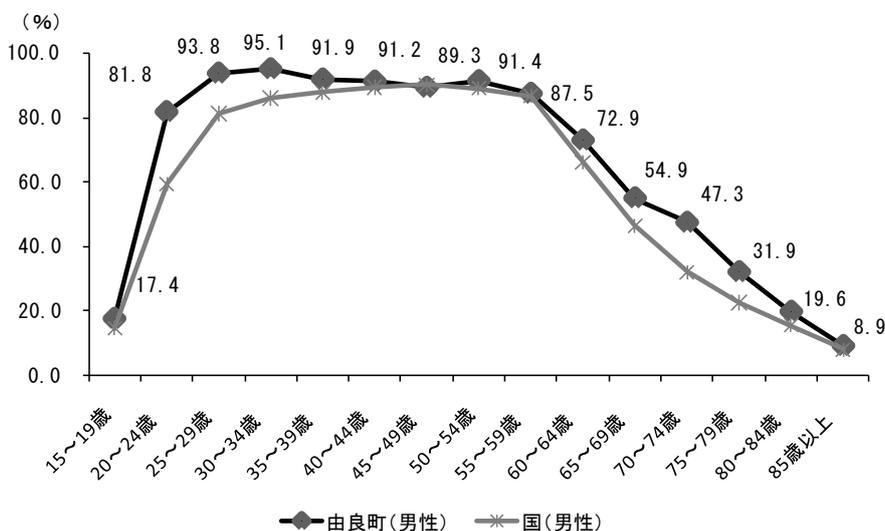
資料：ともに国勢調査

(4) 年代別就業率

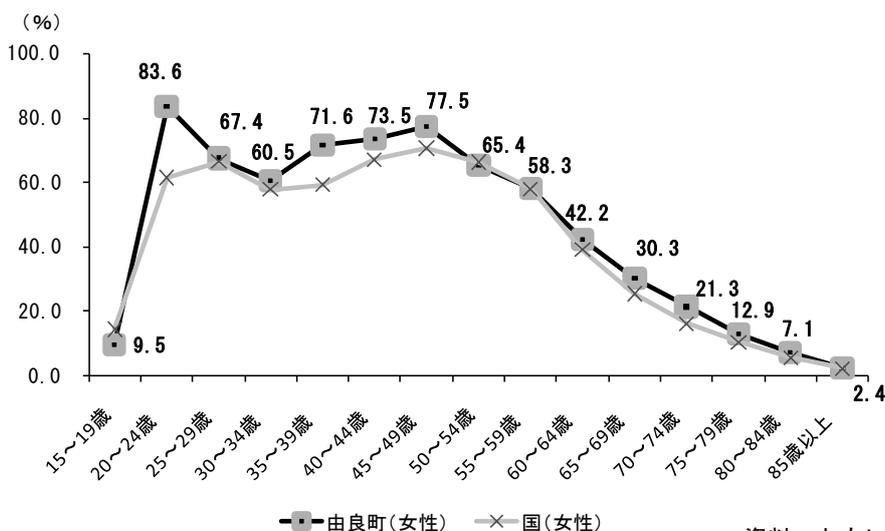
年代別就業率についてみると、各年代の男女ともに概ね国の平均を上回っています。

男女別にみると、男性では、20～24歳で81.8%となり、45～49歳をのぞき、25～29歳から55～59歳まで概ね90%台で推移しています。一方女性では、20～24歳では83.6%まで増加し、30～34歳で60.5%まで減少し、再び35～39歳には71.6%と増加に転じ、45～49歳の77.5%まで増加傾向にある「M字」型の就労状況となっています。

■図：年代別就業率（平成17年-男性）



■図：年代別就業率（平成17年-女性）



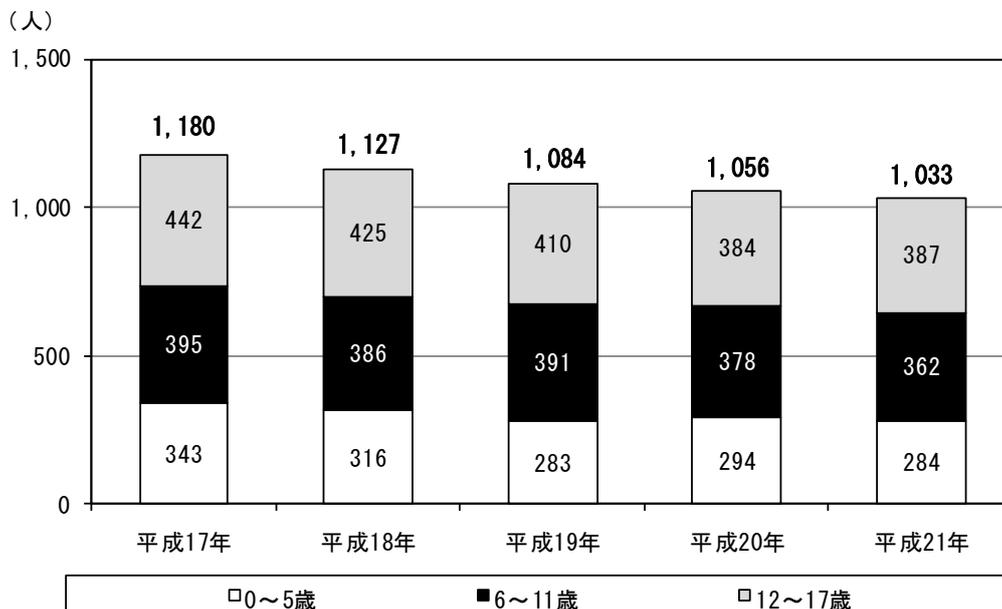
資料：ともに国勢調査
※国の数値は表示していない

(5) 児童人口

17歳以下の人口についてみると、年々減少傾向にあり、平成21年3月末日現在の人口は1,033人となっています。

年齢区分別の人口をみると、すべての区分について人口が減少しています。また、人口比をみると、0～5歳のみ減少傾向となっています。このことから、0～5歳の人口については特に減少の幅が大きいことがわかります。

■図：児童（0～17歳）人口総数と年齢3区分児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

■表：年齢3区分児童人口比の推移

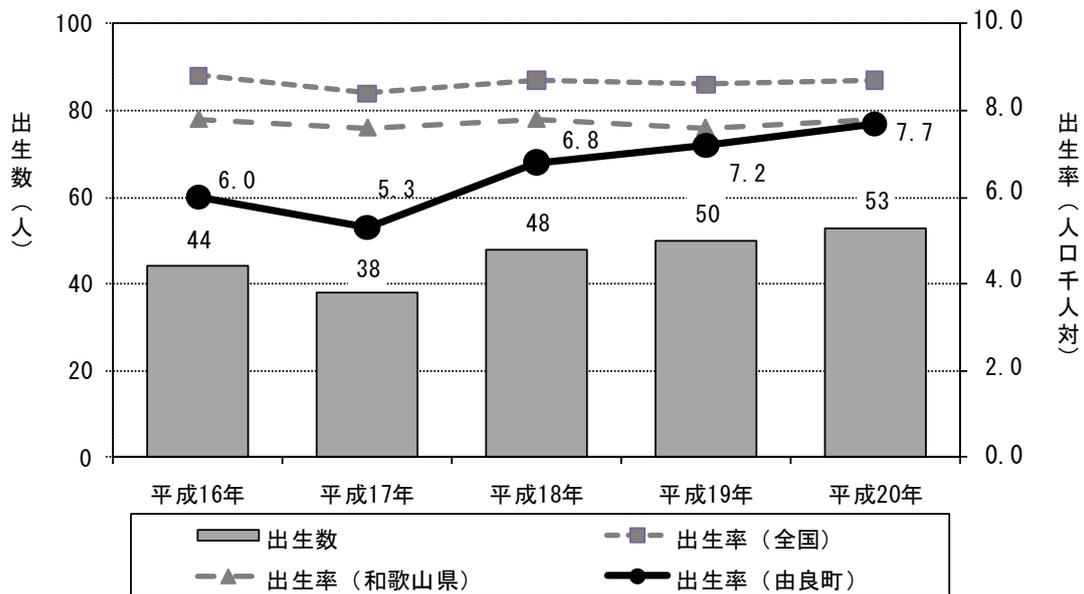
| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0～5歳 | 29.1% | 28.0% | 26.1% | 27.8% | 27.5% |
| 6～11歳 | 33.5% | 34.3% | 36.1% | 35.8% | 35.0% |
| 12～17歳 | 37.5% | 37.7% | 37.8% | 36.4% | 37.5% |

(6) 出生数・出生率

出生数の推移についてみると、平成20年の出生数は、平成16年と比較して9人増加し53人となっています。

出生率についてみると、平成20年の出生率は、平成16年と比較して1.7ポイント増加し、7.7となっています。国・和歌山県の平均値と比較すると、国・県の値を下回る形で推移しています。

■図：出生数・出生率の推移



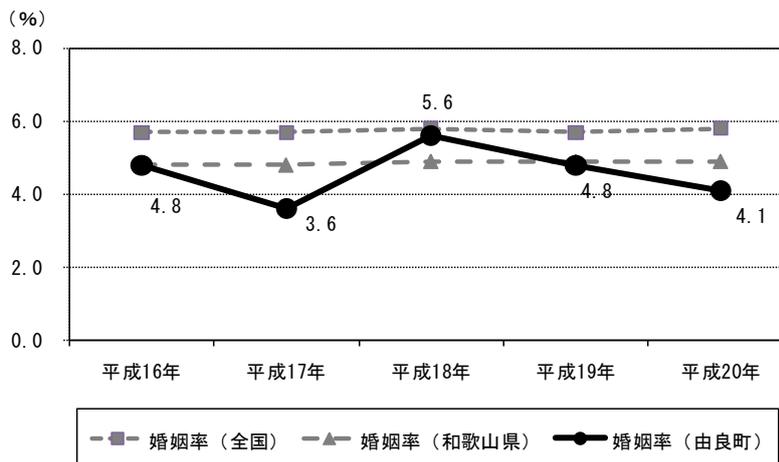
資料：人口動態統計（確定数）の概況（和歌山県 医務課）
 ※国・県の数値は表示していない

(7) 婚姻率・離婚率

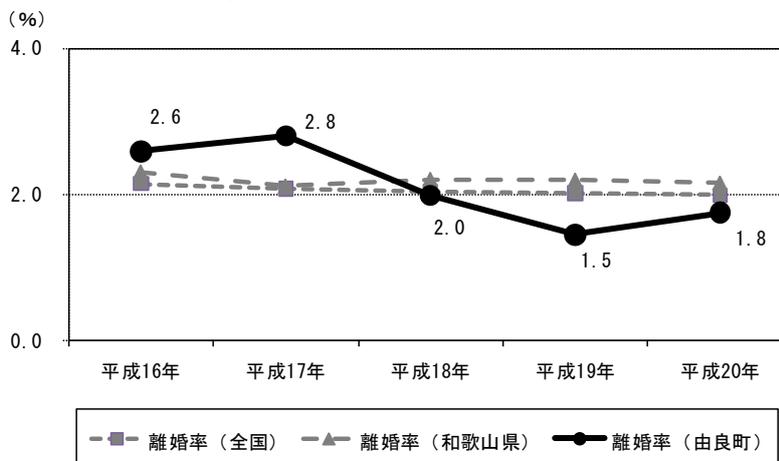
婚姻率についてみると、平成17年では3.6%まで減少したものの、平成18年には5.6%まで増加しました。その後、年々減少を続け、平成20年には4.1%となっています。国と比較すると、平均よりも下回る形で推移しています。県と比較すると、平成16年は、県と同率、平成18年は県の数値を上回っていますが、平成17年、平成19年、平成20年は、県の数値を下回っています。

離婚率についてみると、平成17では2.8%と増加したものの、その後減少を続け、平成19年は1.5%となりました。平成20年には再び増加し1.8%となっています。国・県と比較すると、平成16年・17年は国・県よりも上回る形で推移していましたが、平成18年からは下回る形で推移しています。

■図：婚姻率（人口千人対）の推移



■図：離婚率（人口千人対）の推移



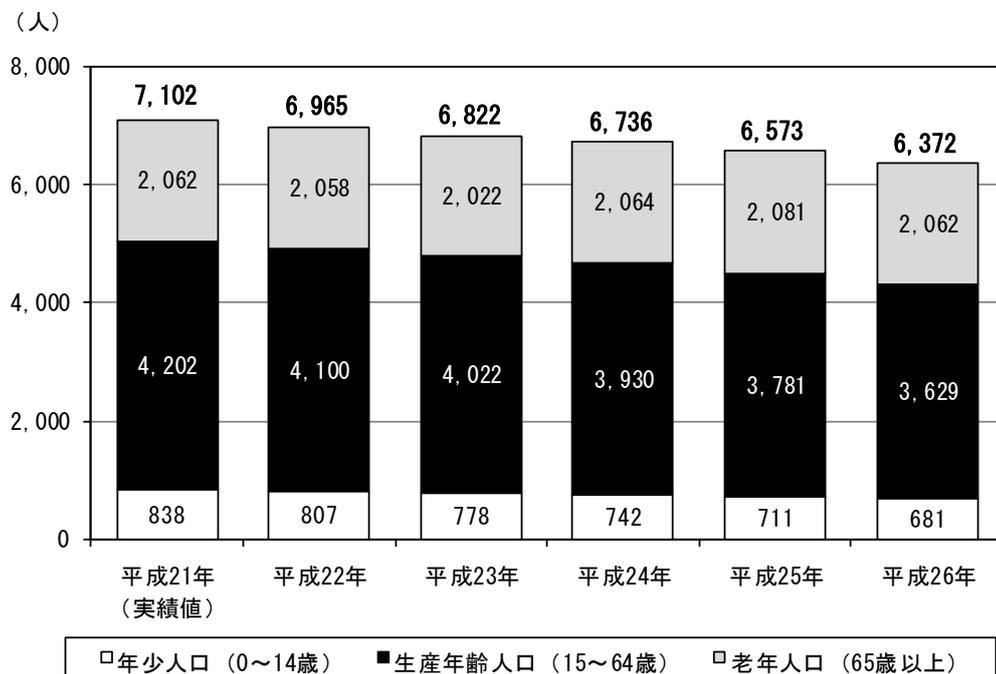
資料：人口動態統計（確定数）の概況（和歌山県 医務課）
 ※国・県の数値は表示していない

(8) 人口推計

住民基本台帳の実績をもとにした人口推計をみると、計画最終年次である平成26年の将来人口は6,372人となり、平成21年の人口（実績）より730人の減少となります。

年齢区分別にみると、年少人口比、生産年齢人口比は減少傾向を示している一方で、老年人口比は増加傾向を示しており、少子高齢化がいつそう進行するものと考えられます。

図：人口推計（総人口と年齢3区分別人口）



資料：住民基本台帳実績（平成17～平成21年3月末日現在）をもとに
コーホート法のセンサス変化率法で推計

■表：年齢3区分人口比の推移

| | 平成21年 (実績値) | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0~14歳 | 11.8% | 11.6% | 11.4% | 11.0% | 10.8% | 10.7% |
| 15~64歳 | 59.2% | 58.9% | 59.0% | 58.3% | 57.5% | 57.0% |
| 65歳以上 | 29.0% | 29.5% | 29.6% | 30.6% | 31.7% | 32.4% |

(9) 保育所の状況

由良町内には、町立保育所が3か所（中央、衣奈、白崎）あります。
保育所入所者数の推移は、次の通りとなっています。

■表：保育所年齢別入所者数の推移

単位：人、%

| | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 0・1 歳児 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 歳児 | 32 | 30 | 20 | 17 | 29 |
| 3 歳児 | 50 | 54 | 44 | 38 | 36 |
| 4 歳以上 | 133 | 123 | 108 | 98 | 87 |
| 合計 | 215 | 207 | 172 | 153 | 152 |
| 定員 | 255 | 255 | 255 | 255 | 255 |
| 定員充足率 | 84.3 | 81.2 | 67.5 | 60.0 | 59.6 |

資料：住民福祉課（各年 10 月 1 日現在）

(10) 小学校・中学校の状況

由良町内には、小学校が4箇所（由良、畑、衣奈、白崎）、中学校が1箇所（由良）あります。中学校については、平成 21 年 4 月より、由良港中学校、白崎中学校、衣奈中学校の3校が統合され、由良中学校となりました。

児童生徒数及び学校数の推移は、次の通りとなっています。

■表：児童生徒数及び学校数の推移

単位：人

| | | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校 | 学校数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 児童数 | 393 | 385 | 386 | 372 | 356 |
| 中学校 | 学校数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 |
| | 生徒数 | 189 | 190 | 183 | 182 | 177 |

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

2. アンケート調査からみる町の概況と子どもの状況

子育て家庭の意識や動向などをアンケート調査の結果から整理します。

(1) 調査の概要

①調査の目的

「由良町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」の策定にあたっての基礎資料とするために、由良町における子どもと子育ての現状や考え方を把握することを目的としました。

②調査対象者

調査対象者は「就学前児童（0歳～5歳）」を持つ保護者と、「小学生児童（6歳～11歳）」を持つ保護者全世帯を対象としました。

③回収結果

- 調査地域 : 由良町全域
- 調査期間 : 平成21年7月10日～7月22日
- 調査方法 : 保育所、小学校を通じた配布（一部郵送）

■表：アンケート調査の回収状況（再掲）

| | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|----------|-----|-----|-------|
| 就学前児童保護者 | 210 | 155 | 73.8% |
| 小学校児童保護者 | 249 | 193 | 77.5% |
| 合計 | 459 | 348 | 75.8% |

(2) 調査結果【抜粋】

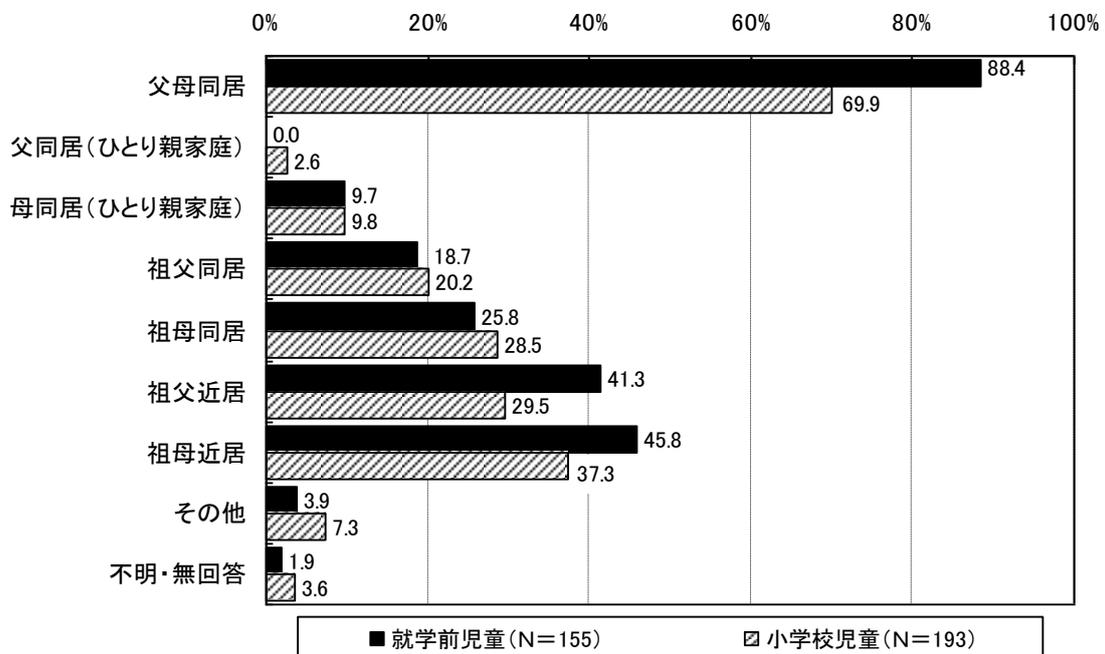
①子どもと家族の状況

同居の状況についてみると、「父母同居」が、就学前児童では88.4%、小学校児童では69.9%と最も高くなっています。また近居の状況についてみると、就学前児童では、小学校児童に比べ「祖父近居」「祖母近居」への割合が高くなっています。

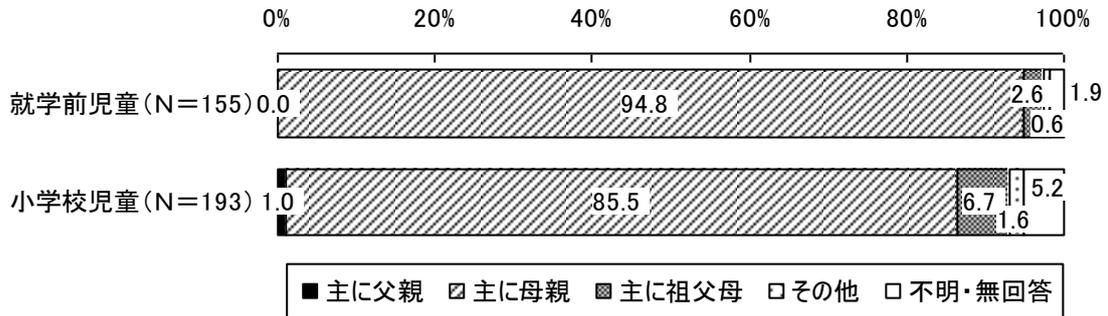
子どもの身の回りの世話などを行っている方についてみると、就学前児童・小学校児童ともに「主に母親」が大部分を占めています。

また、日頃または緊急時に、子どもを預かってもらえる人の有無についてみると、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる（もらっている）」が52.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる（もらっている）」が47.1%となっています。小学校児童では「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる（もらっている）」が49.2%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる（もらっている）」が47.7%となっています。

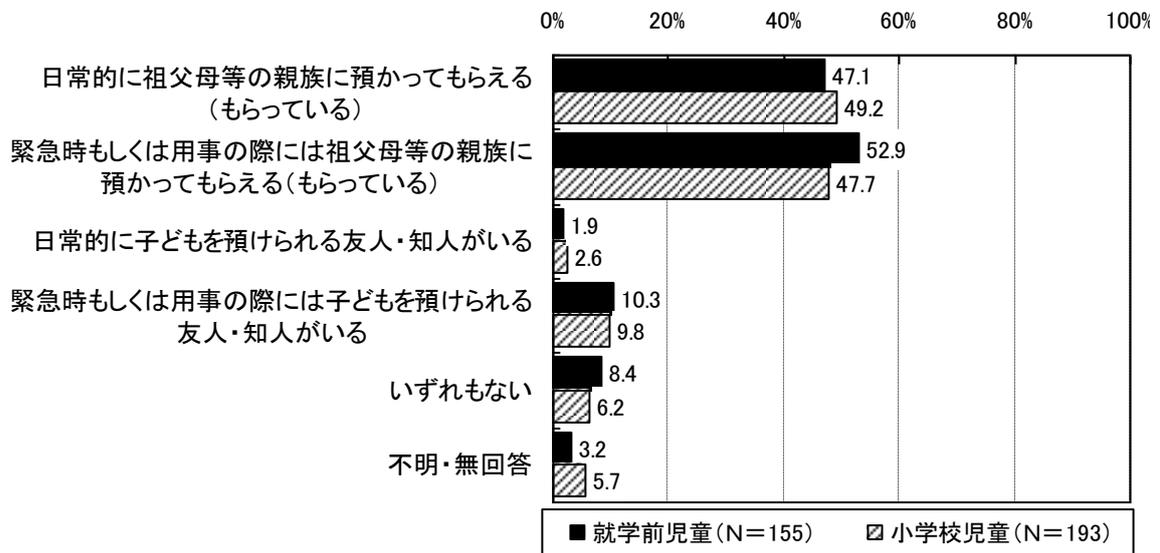
■図：同居・近居の状況《複数回答》



■図：子どもの身の回りの世話を主にしている人《単数回答》



■図：日頃または緊急時、子どもを預かってもらえる人の有無《複数回答》



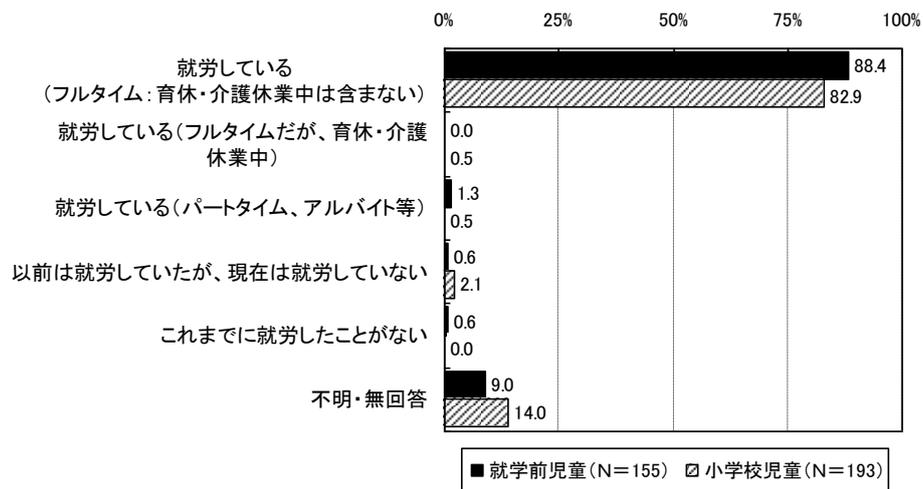
②保護者の就労状況

父親の就労状況についてみると、就学前児童・小学校児童ともに、「就労している（フルタイム：育休・介護休業中は含まない）」が大部分を占めています。

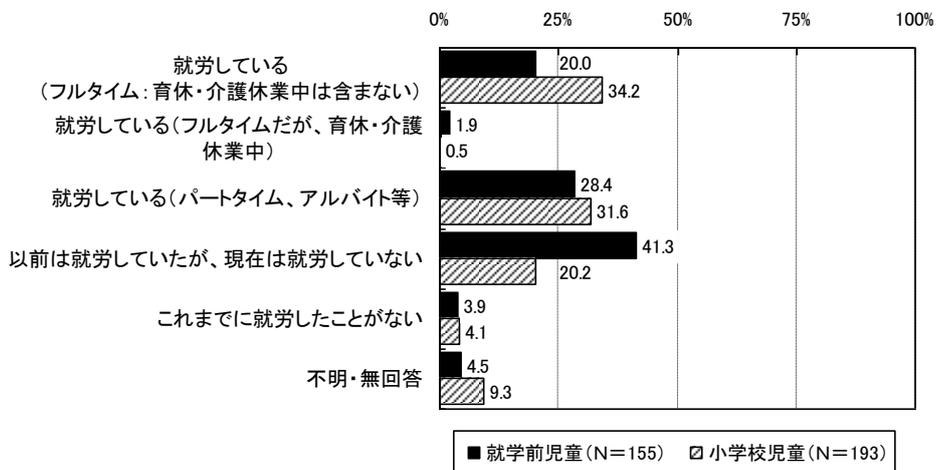
母親の就労状況についてみると、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が41.3%と最も高く、次いで「就労している（パートタイム・アルバイト等）」が28.4%、「就労している（フルタイム：育休・介護休業中は含まない）」が20.0%となっています。

また、小学校児童では、「就労している（フルタイム：育休・介護休業中は含まない）」が34.2%と最も高く、次いで「就労している（パートタイム・アルバイト等）」が31.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が20.2%となっています。

■図：保護者の就労状況（父親）《単数回答》



■図：保護者の就労状況（母親）《単数回答》

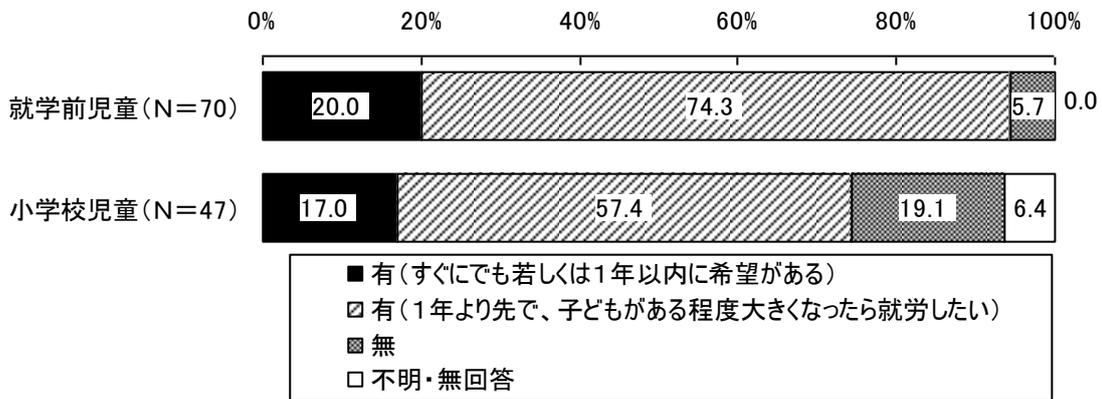


③現在就労していない母親の就労希望の有無と希望する就労形態

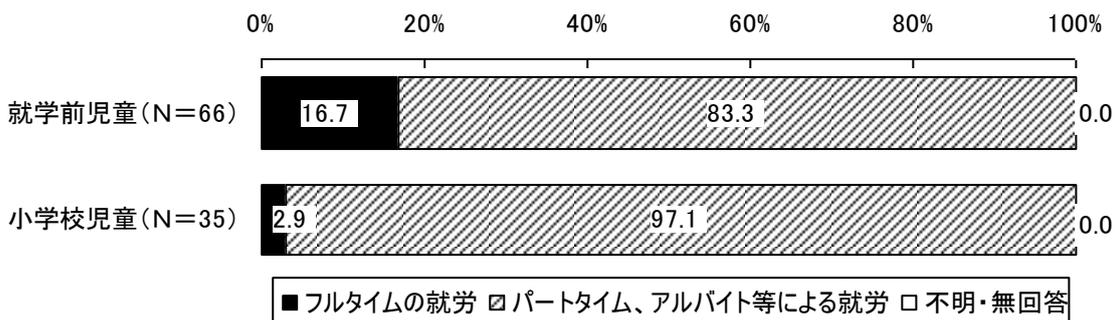
現在就労していない母親の今後の就労希望についてみると、『有』（「有（すぐにも若しくは1年以内に希望がある）」「有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」の合計）は就学前児童で94.3%、小学校児童では74.4%となり、大部分の母親が就労希望を持っていることがうかがえます。

また、『有』と回答した母親のなかで、希望する就労形態についてみると、就学前児童・小学校児童ともに「パートタイム、アルバイト等による就労」が大部分を占めています。

■図：就労希望の有無《単数回答》



■図：希望する就労形態（就労希望が「有」と回答した母親）《単数回答》

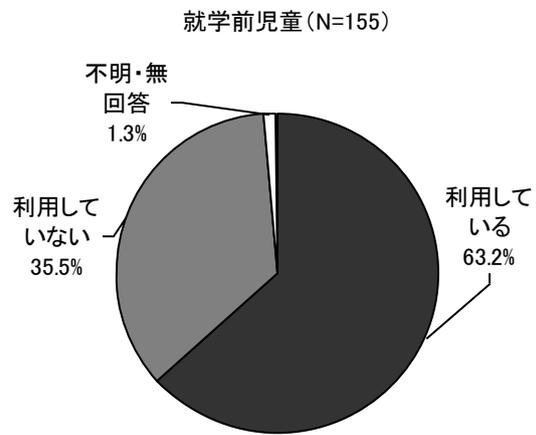


④保育サービスの利用状況【就学前児童調査】

保育サービスの利用の有無についてみると、「利用している」が63.2%、「利用していない」が35.5%となっています。「利用している」と回答した人のなかで、現在利用しているサービスについてみると、「認可保育所」が、81.6%と最も高くなっています。利用している理由については「現在就労している」が63.3%と最も高く、次いで「子どもの教育のため」が21.4%となっています。

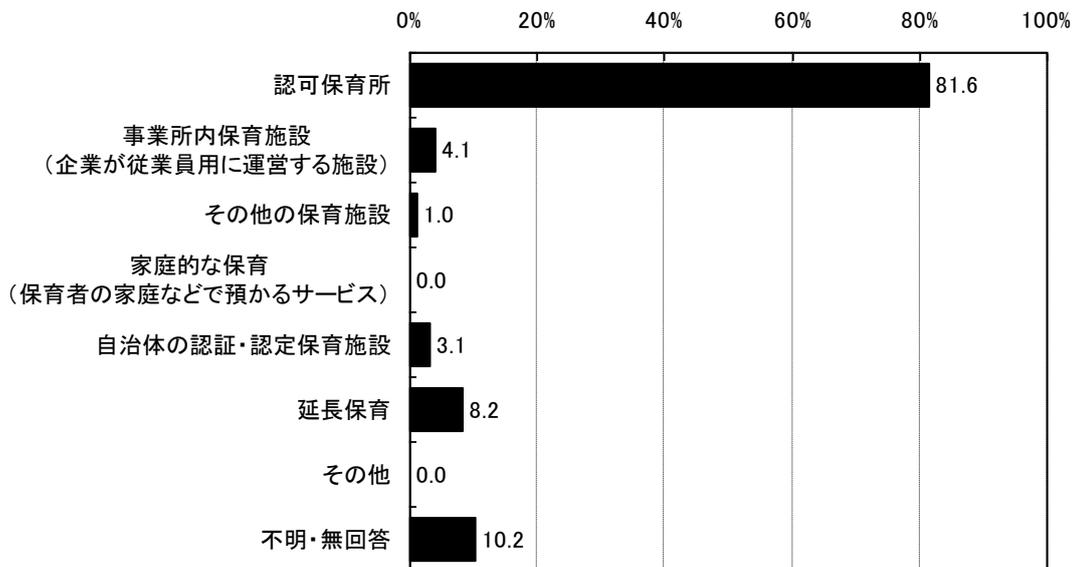
また、保育サービスを「利用していない」と回答した人のなかで、サービスを利用しない理由についてみると、「(保護者が家にいるなどの理由で) 必要がない」が45.5%と最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため(いずれ預けようと考えている)」が23.6%となっています。

■図：平日の保育サービスの利用の有無
《単数回答》



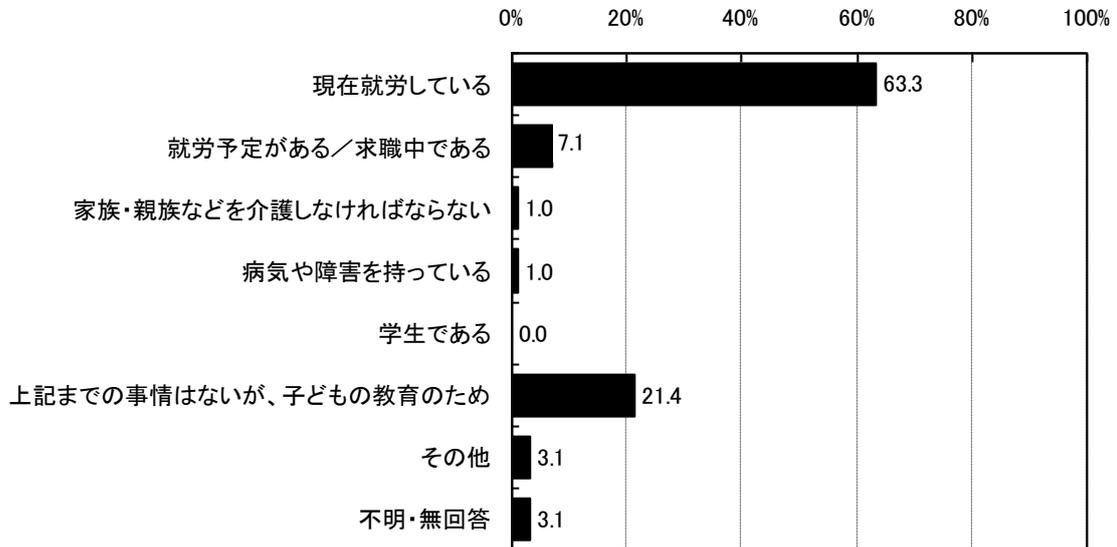
■図：現在利用しているサービスの種類《複数回答》

就学前児童(N=98)



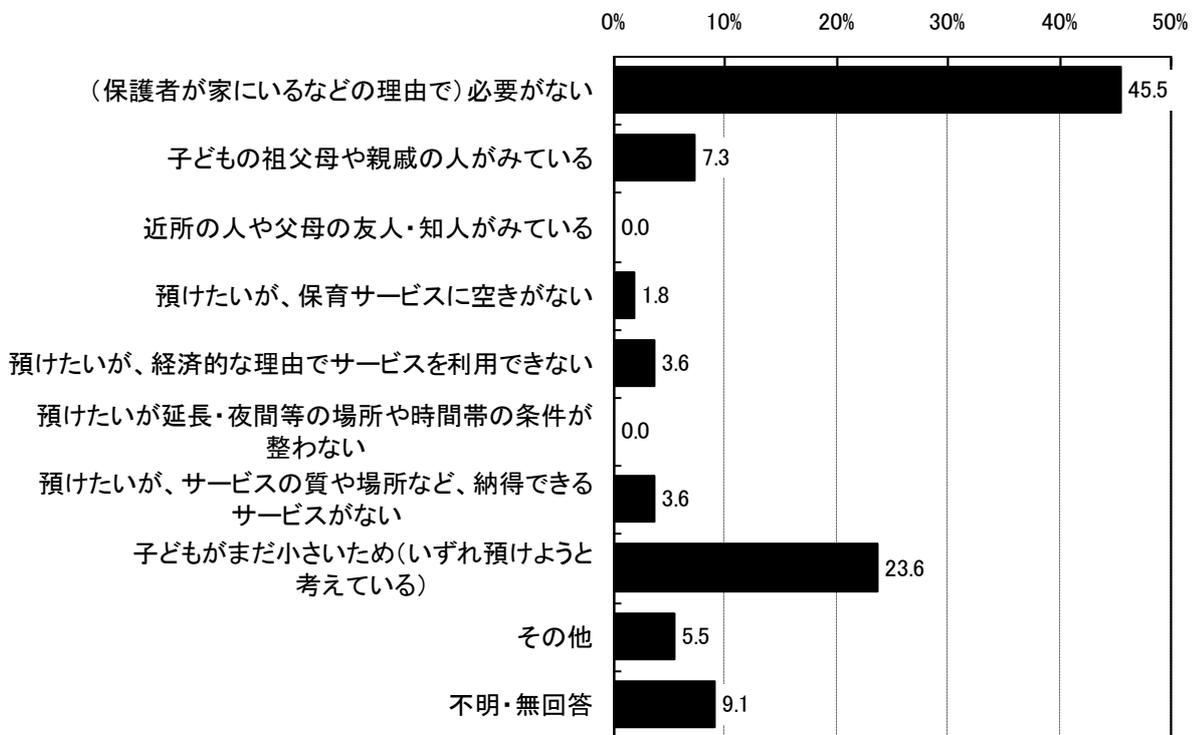
■図：（「利用している」との回答者に対し）利用している理由《単数回答》

就学前児童(N=98)



■図：（「利用していない」との回答者に対し）利用していない理由《単数回答》

就学前児童(N=55)



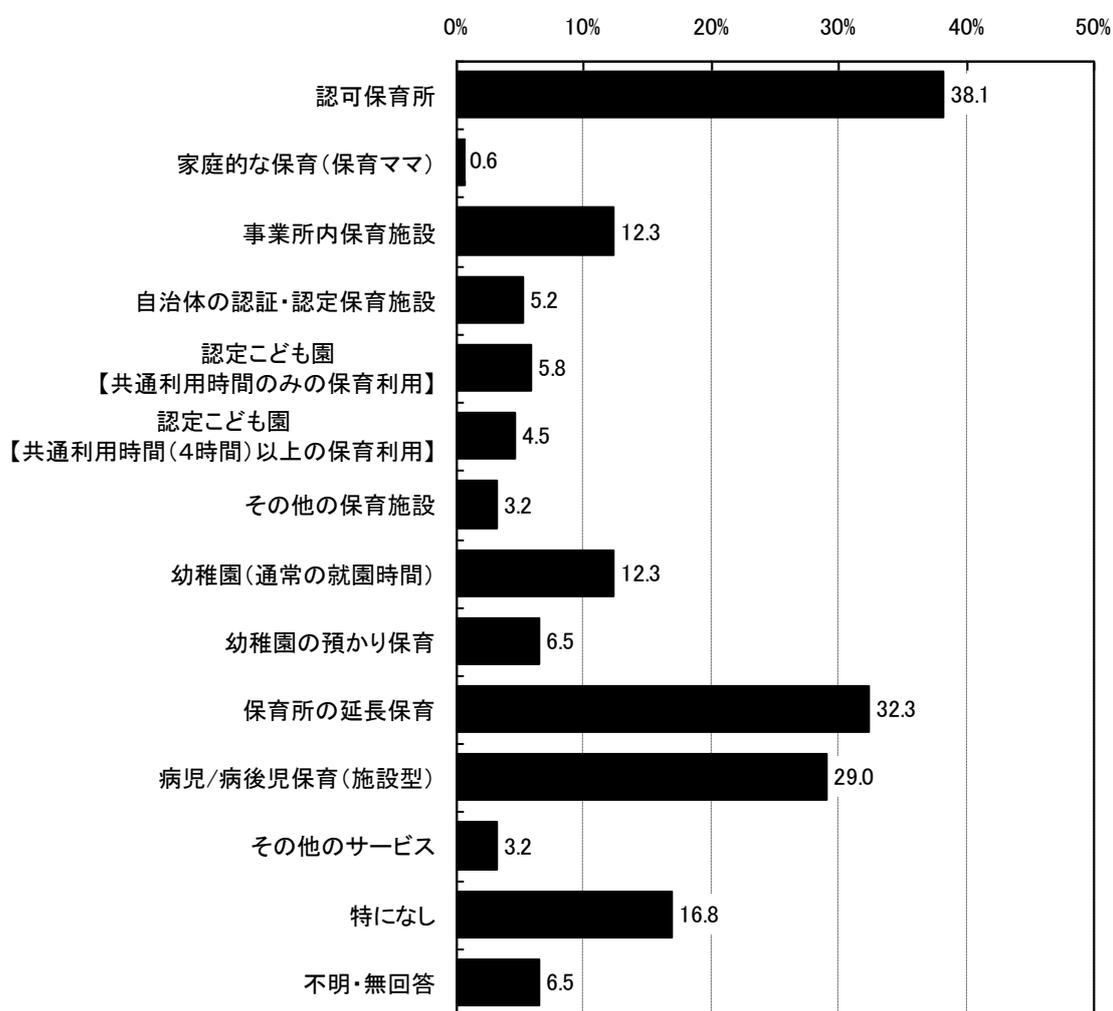
⑤今後利用したい、あるいは不足していると思うサービス【就学前児童調査】

今後利用したいサービスについてみると「認可保育所」が38.1%と最も高く、次いで「保育所の延長保育」が32.3%、「病児/病後児保育（施設型）」が29.0%となっています。

一方、「特になし」は16.8%となっています。

■図：今後利用したい、あるいは不足していると思うサービス《複数回答》

就学前児童(N=155)



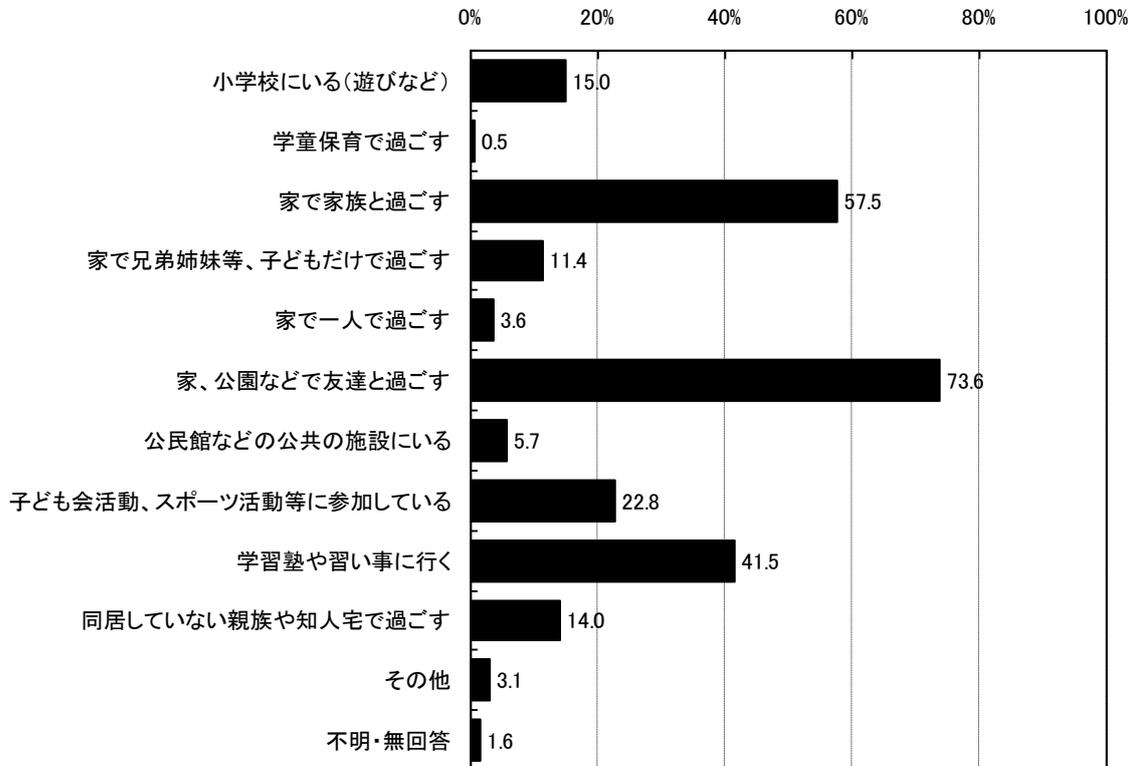
⑥放課後や休日の過ごし方【小学校児童調査】

平日の放課後の過ごし方についてみると、「家、公園などで友達と過ごす」が73.6%と最も高く、次いで「家で家族と過ごす」が57.5%、「学習塾や習い事に行く」が41.5%となっています。

また休日の過ごし方については、「家で家族と過ごす」が土曜日では78.2%、日曜日では85.0%と最も高く、次いで「家、公園などで友達と過ごす」が土曜日では47.7%、日曜日では39.9%となっています。

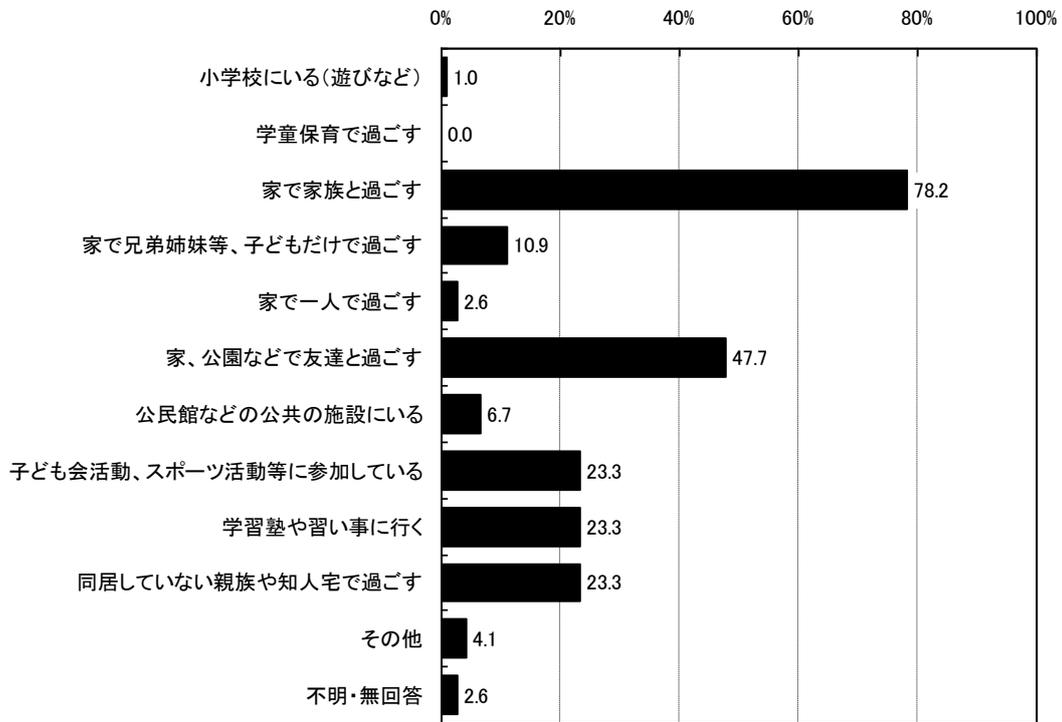
■図：平日の放課後の過ごし方《複数回答》

【平日の放課後】 小学校児童(N=193)



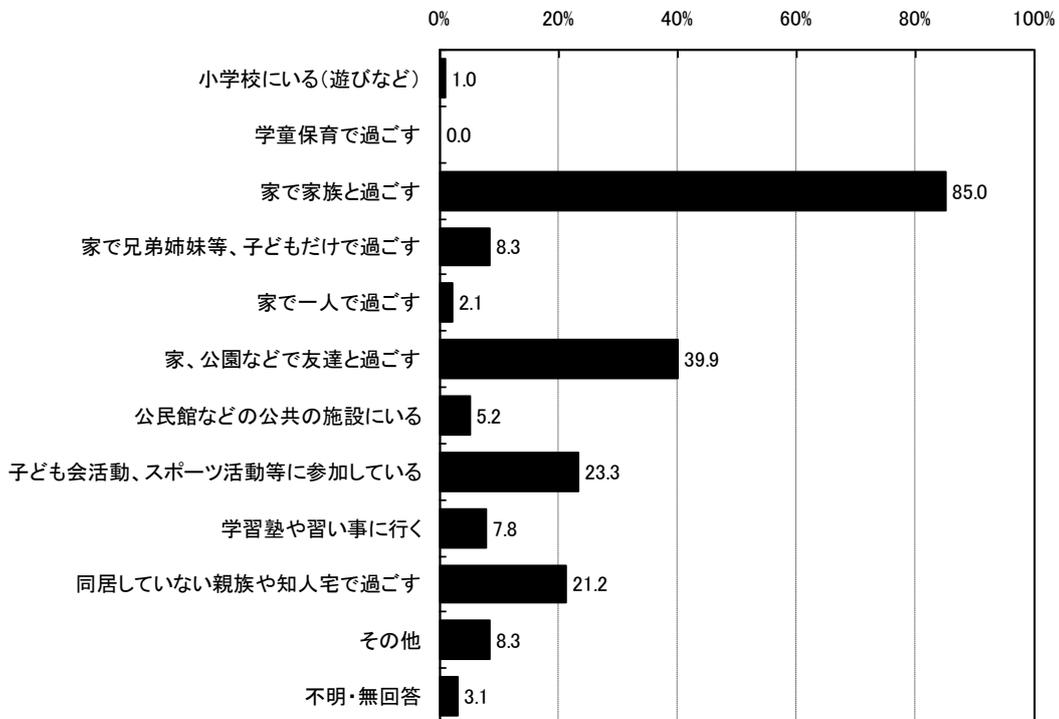
■図：土曜日の過ごし方《複数回答》

【土曜日】 小学校児童(N=193)



■図：日曜日曜日の過ごし方《複数回答》

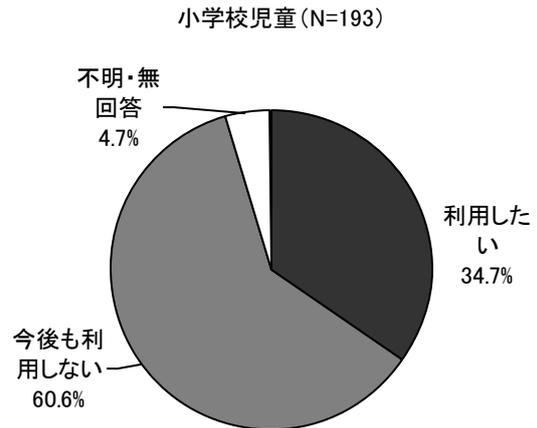
【日曜日】 小学校児童(N=193)



⑦学童保育サービスの利用意向【小学校児童調査】

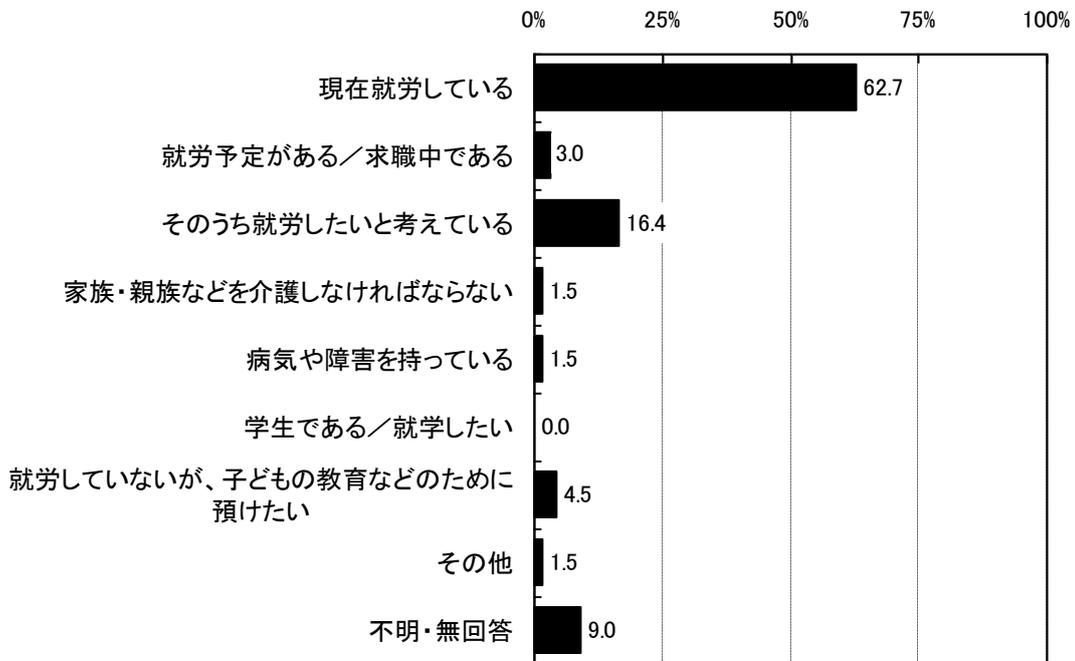
学童保育サービスの利用意向についてみると、「利用したい」が34.7%、「今後も利用しない」が60.6%となっています。学童保育を「利用したい」と回答した人のなかで、学童保育を利用したい主な理由についてみると、「現在就労している」が62.7%と最も高くなっています。

■ 図：学童保育の利用意向
《単数回答》



■ 図：学童保育を利用したい主な理由《単数回答》

小学校児童(N=67)

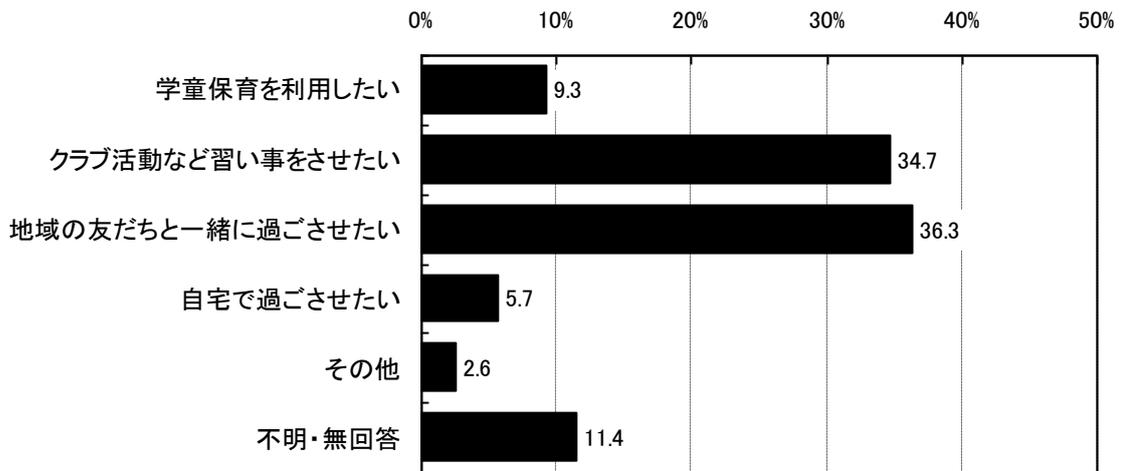


⑨小学校4年生以降の放課後の過ごし方について望むこと【小学校児童調査】

小学校4年生以降の放課後の過ごし方について望むことについてみると、「地域の友だちと一緒に過ごさせたい」への回答が36.3%と最も高く、次いで「クラブ活動など習い事をさせたい」が34.7%となっています。

■図：小学校4年生以降の放課後の過ごし方について望むこと《単数回答》

小学校児童(N=193)

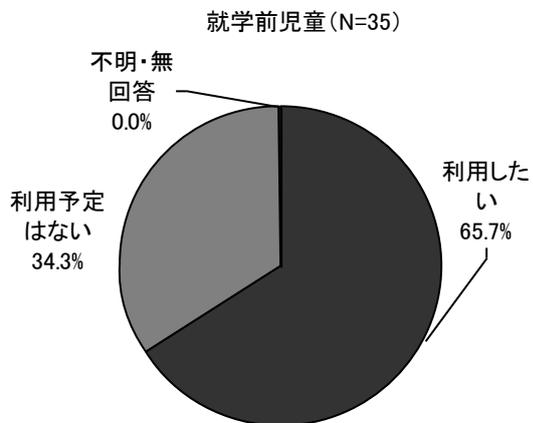


⑩小学校入学後の学童保育の利用意向【就学前児童調査】

小学校入学以降の学童保育の利用意向についてみると、学童保育を「利用したい」が65.7%、「利用予定はない」では34.3%となっています。

■図：小学校入学後の学童保育の利用意向

(来年度就学予定者)《単数回答》

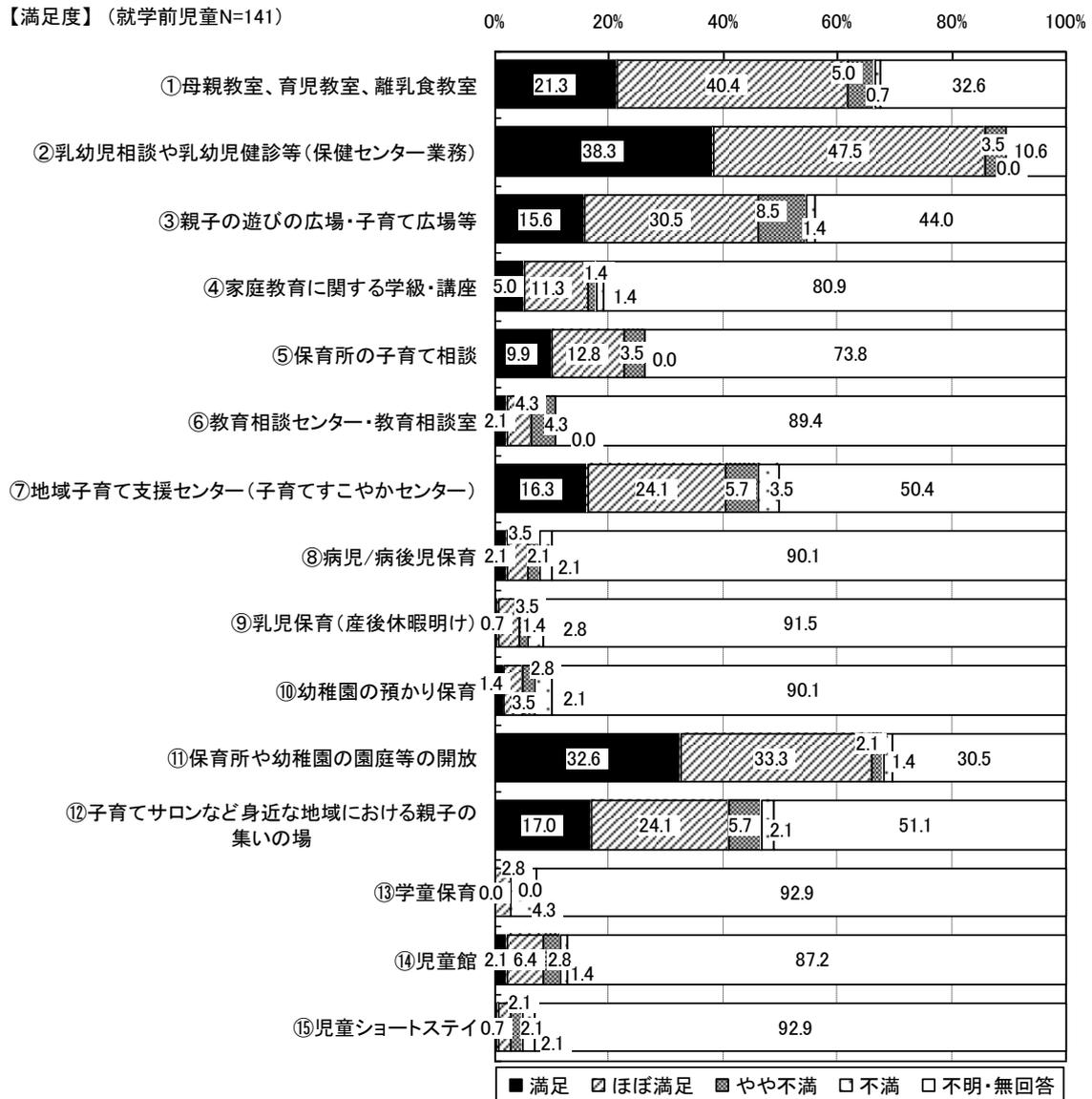


⑪子育て支援サービスの満足度

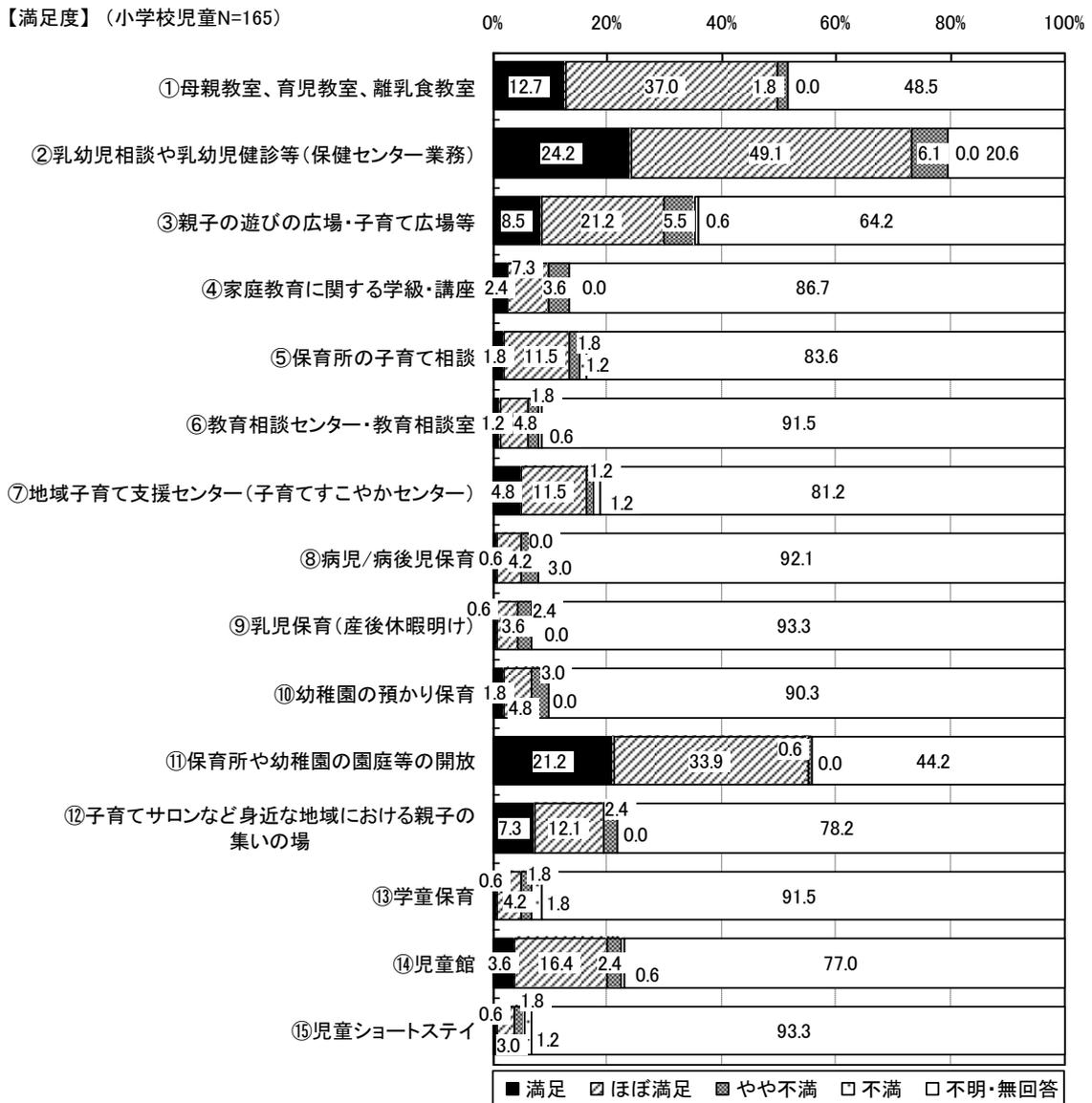
子育て支援サービスの満足度についてみると、就学前児童では、「①母親教室、育児教室、離乳食教室」「②乳幼児相談や乳幼児健診等（保健センター業務）」「⑪保育所や幼稚園の園庭等の開放」については、「満足」と「ほぼ満足」をあわせた「満足している」への回答の割合が5割以上となっています。

小学校児童では、「②乳幼児相談や乳幼児健診等（保健センター業務）」については、「満足」と「ほぼ満足」をあわせた「満足している」への回答の割合が5割以上となっています。

■図：子育て支援サービスの満足度（就学前児童調査）《単数回答》



■ 図：子育て支援サービスの満足度（小学校児童調査）《単数回答》

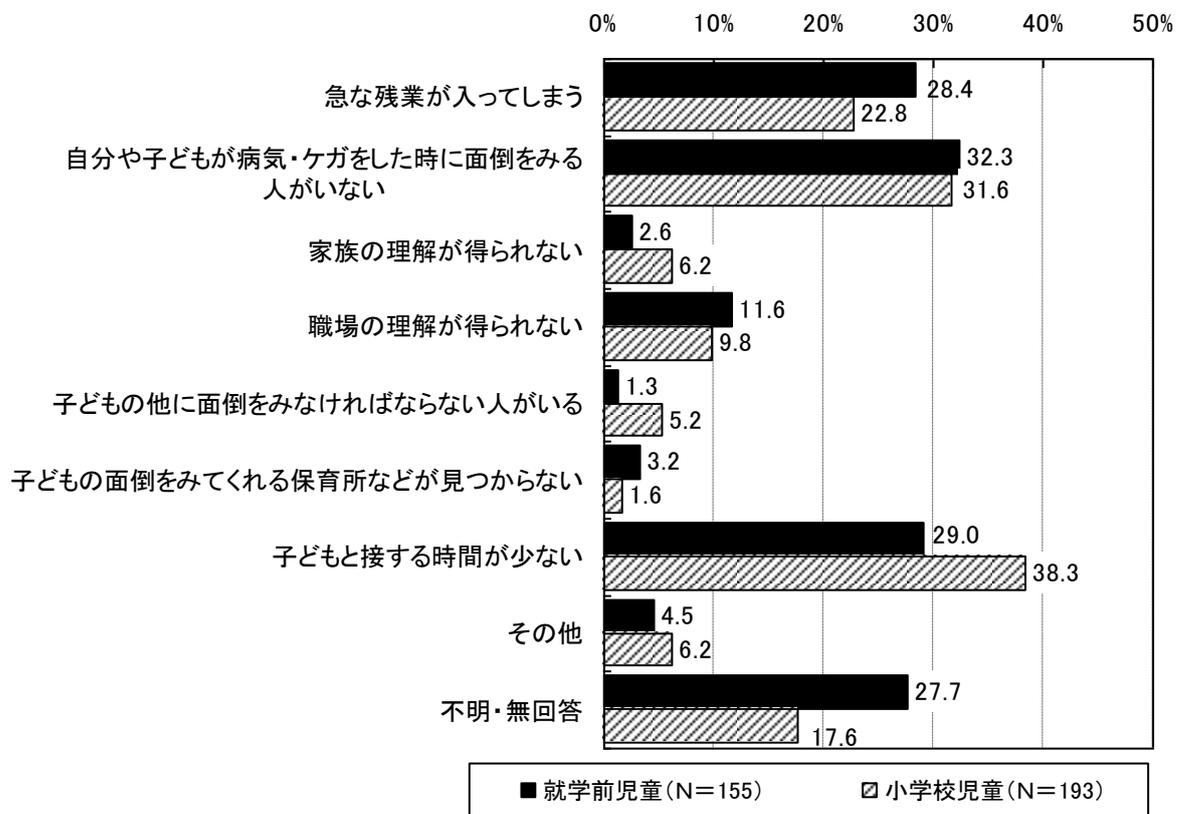


⑫仕事と子育ての両立で大変と感じること

仕事と子育ての両立で大変だと感じることにしてみると、就学前児童では「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」が32.3%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が29.0%となっています。

小学校児童では「子どもと接する時間が少ない」が38.3%と最も高く、次いで「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」が31.6%となっています。

■図：仕事と子育ての両立で大変と感じること《複数回答》

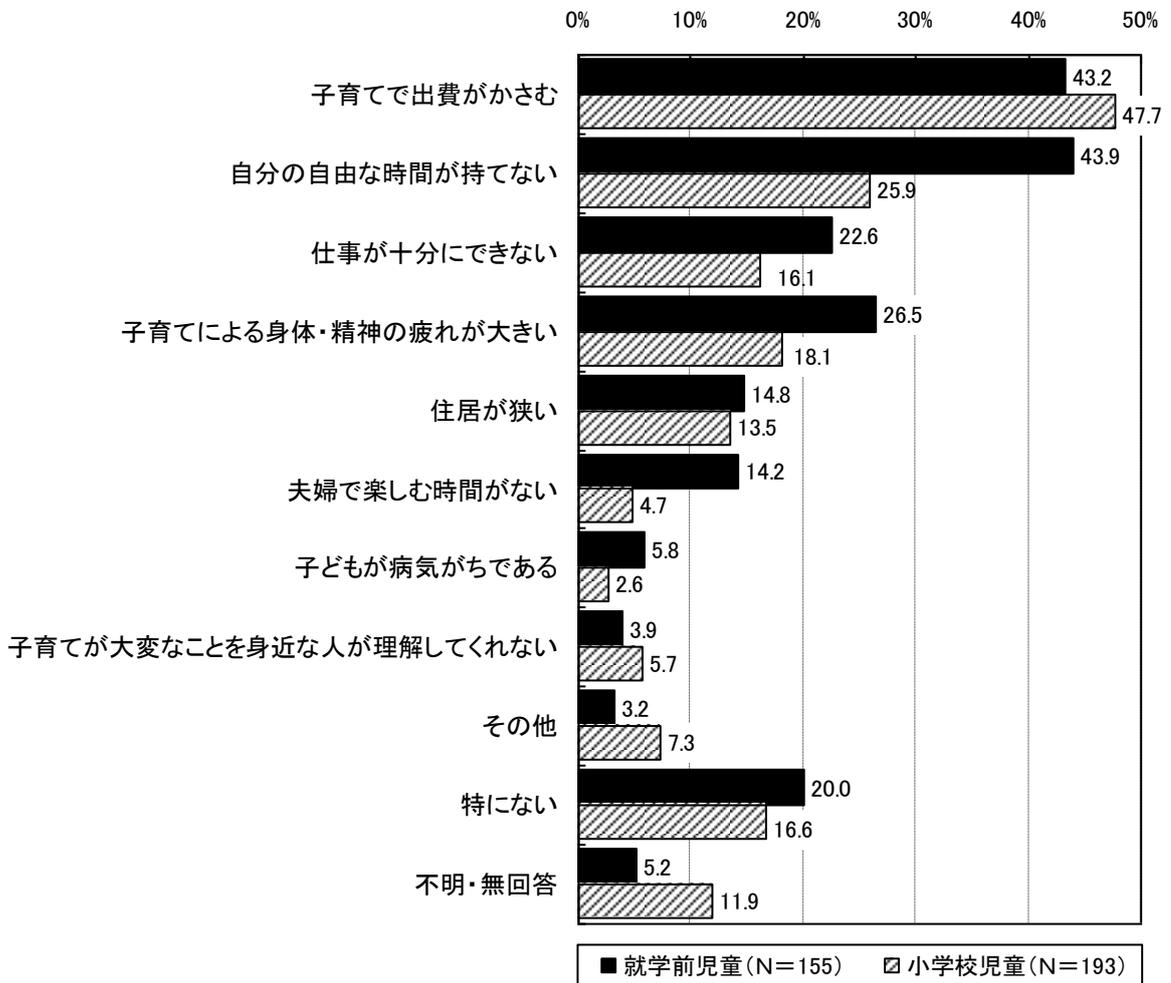


⑬子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについてみると、就学前児童では「自分の自由な時間が持てない」が43.9%と最も高く、次いで「子育てで出費がかさむ」が43.2%、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」が26.5%となっています。

小学校児童では、「子育てで出費がかさむ」が47.7%で最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」が25.9%、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」が18.1%となっています。

■図：子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること《複数回答》

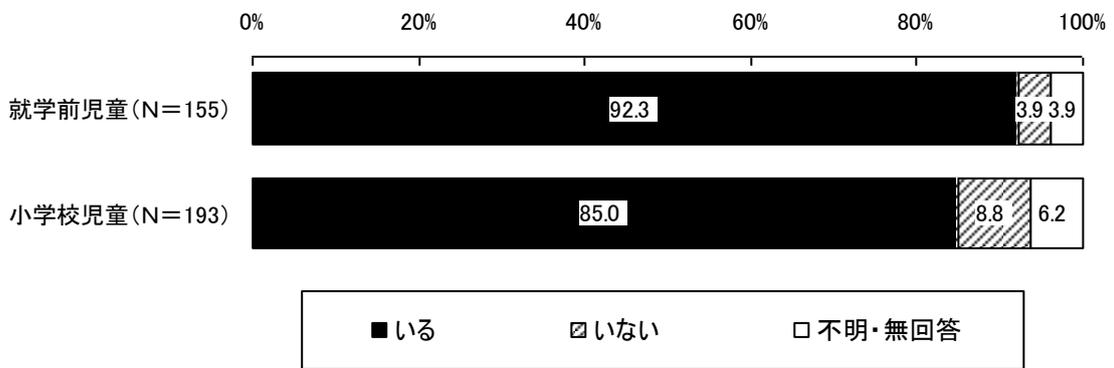


⑭子育てに関する不安や悩み等の相談先

悩んだときに相談する人がいるかどうかについてみると、「いる」への回答が、就学前児童は92.3%、小学校児童は85.0%となっています。

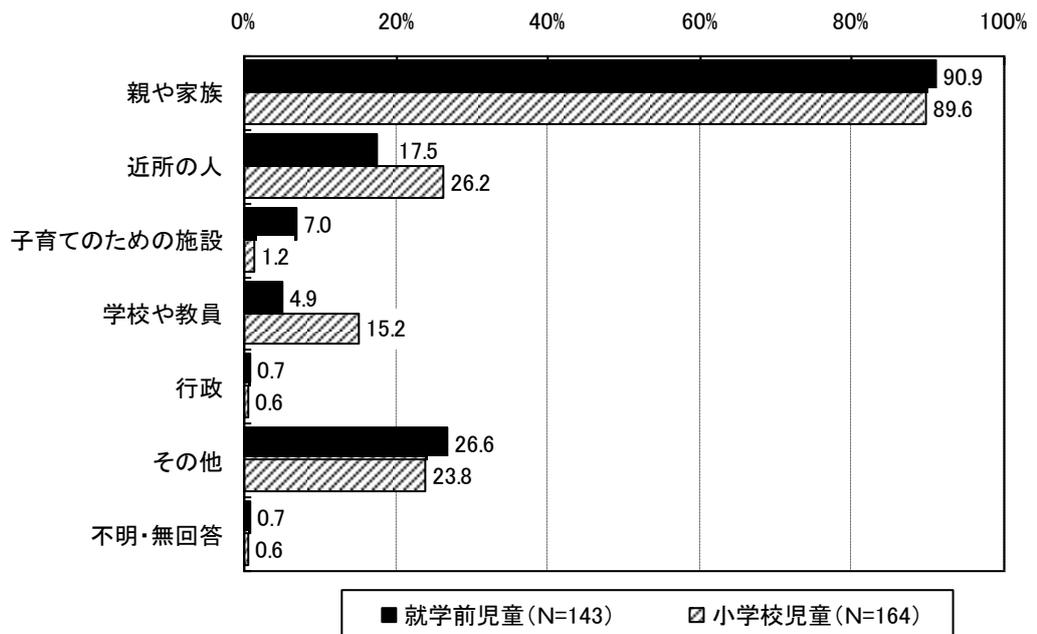
また、「いる」と回答した人のなかで、子育てで悩んだときの相談先についてみると、「親や家族」が就学前児童は90.9%、小学校児童は89.6%と最も高くなっています。次いで就学前児童は、「その他」が26.6%、小学校児童は「近所の人」が26.2%となっています。

■図：子育てに関する悩みや不安等を気軽に相談できる人がいるか《単数回答》



■図：子育てで悩んだときの相談先《複数回答》

(子育てに関する悩みや不安等を気軽に相談できる人がいると回答した人)

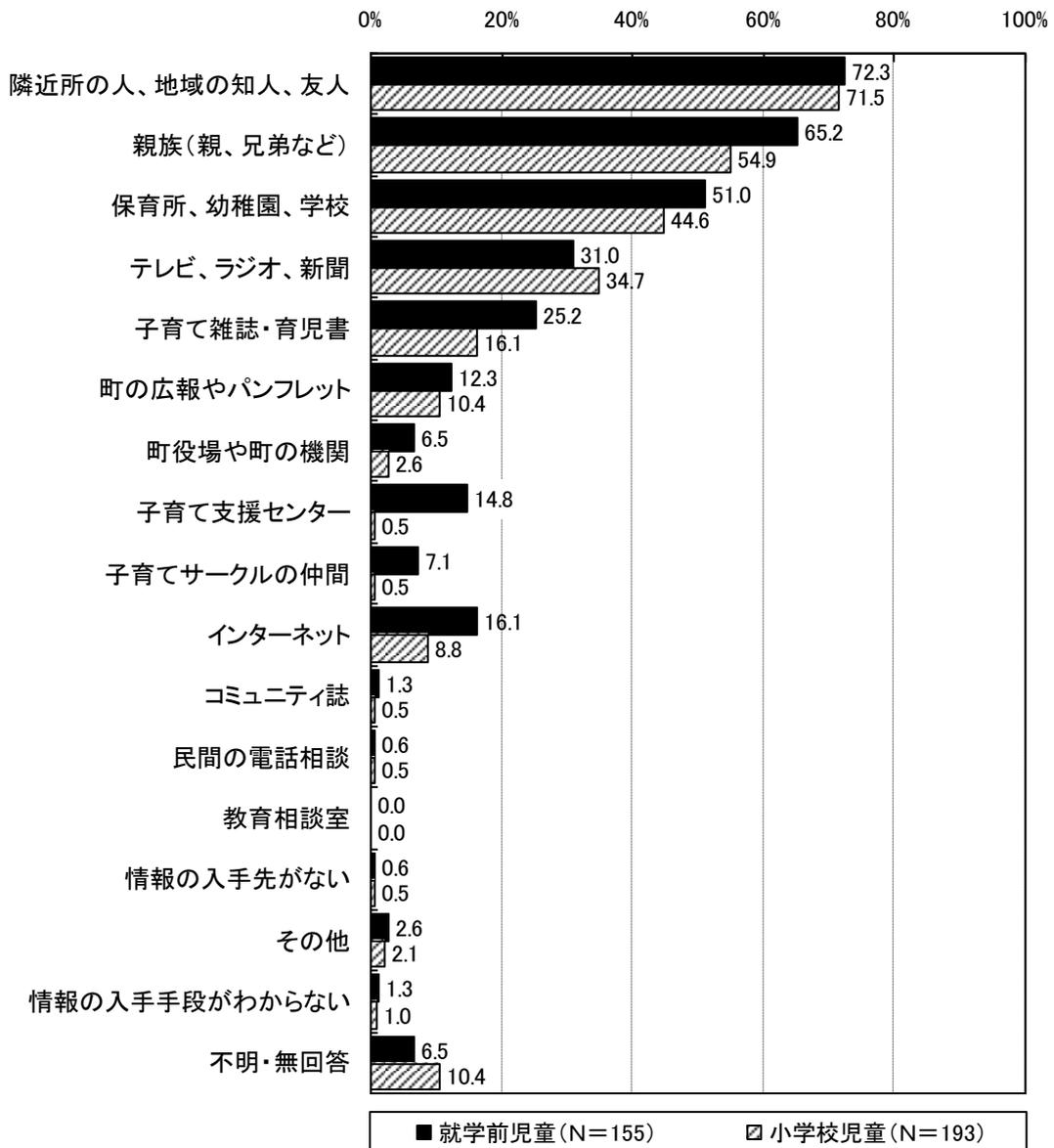


⑮子育てに関する情報入手先について

子育てに関する情報入手先についてみると、「隣近所の人、地域の知人、友人」が、就学前児童では 72.3%、小学校児童では 71.5%とそれぞれ最も高くなっています。

次いで「親族（親、兄弟など）」が、就学前児童では 65.2%、小学校児童では 54.9%となっています。

■図：子育てに関する情報入手先について《複数回答》

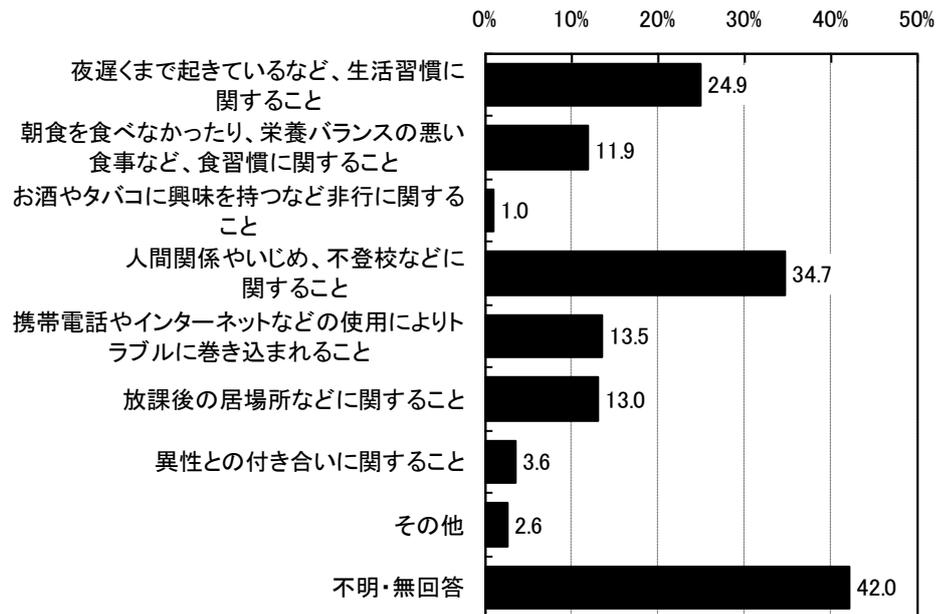


⑩思春期の子どもに対する生活面での気がかり【小学校児童調査】

思春期の子どもに対する生活面での気がかりなことについてみると、「人間関係やいじめ、不登校などに関すること」が34.7%と最も高く、次いで「夜遅くまで起きているなど、生活習慣に関すること」が24.9%となっています。

■図：思春期の子どもに対する生活面での気がかり《複数回答》

小学生児童(N=193)



⑰由良町の子どもを取り巻く環境について

子どもを取り巻く環境についてみると、就学前児童では、「乳幼児健診の体制に満足しているか」において、『はい』が、71.0%と高くなっています。

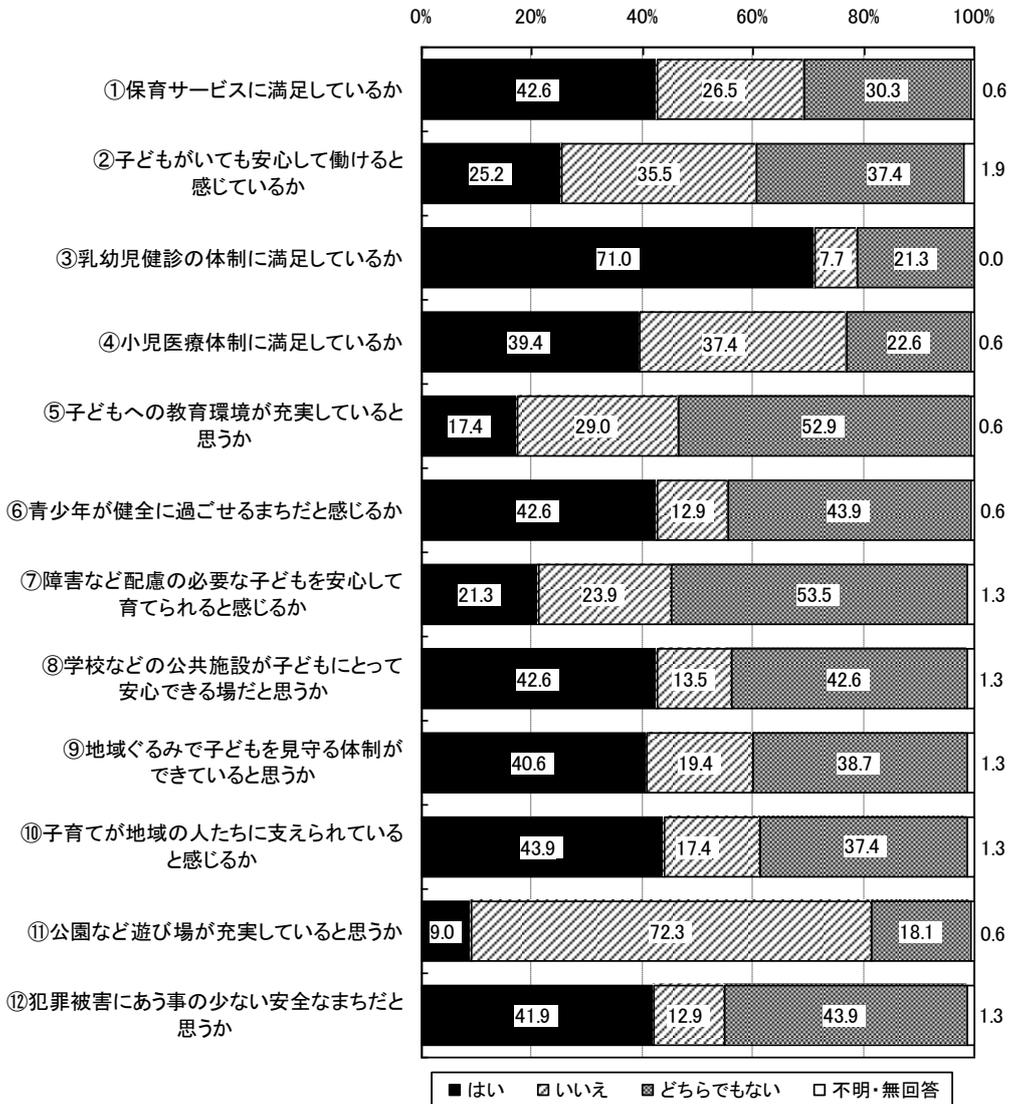
一方「公園など遊び場が充実していると思うか」では、『はい』が 9.0%と低くなっています。

小学校児童では、「乳幼児健診の体制に満足しているか」において『はい』への回答が55.4%と高くなっています。

一方「公園など遊び場が充実していると思いますか」では、『はい』への回答が3.1%と低くなっています。

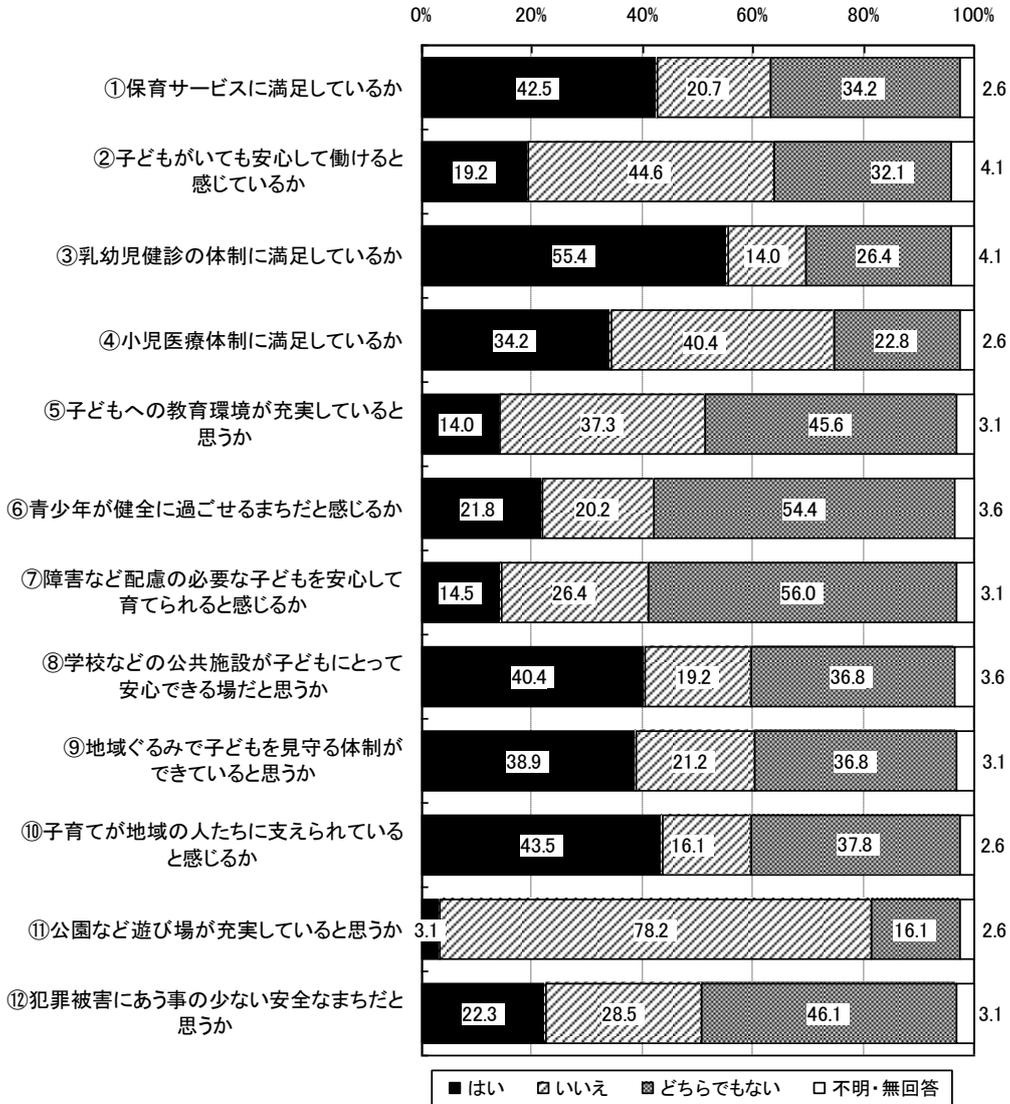
■図：由良町の子どもを取り巻く環境について（就学前児童調査）《単数回答》

【子どもを取り巻く環境】（就学前児童N=155）



■ 図：由良町の子どもを取り巻く環境について（小学校児童調査）《単数回答》

【子どもを取り巻く環境】（小学校児童N=193）

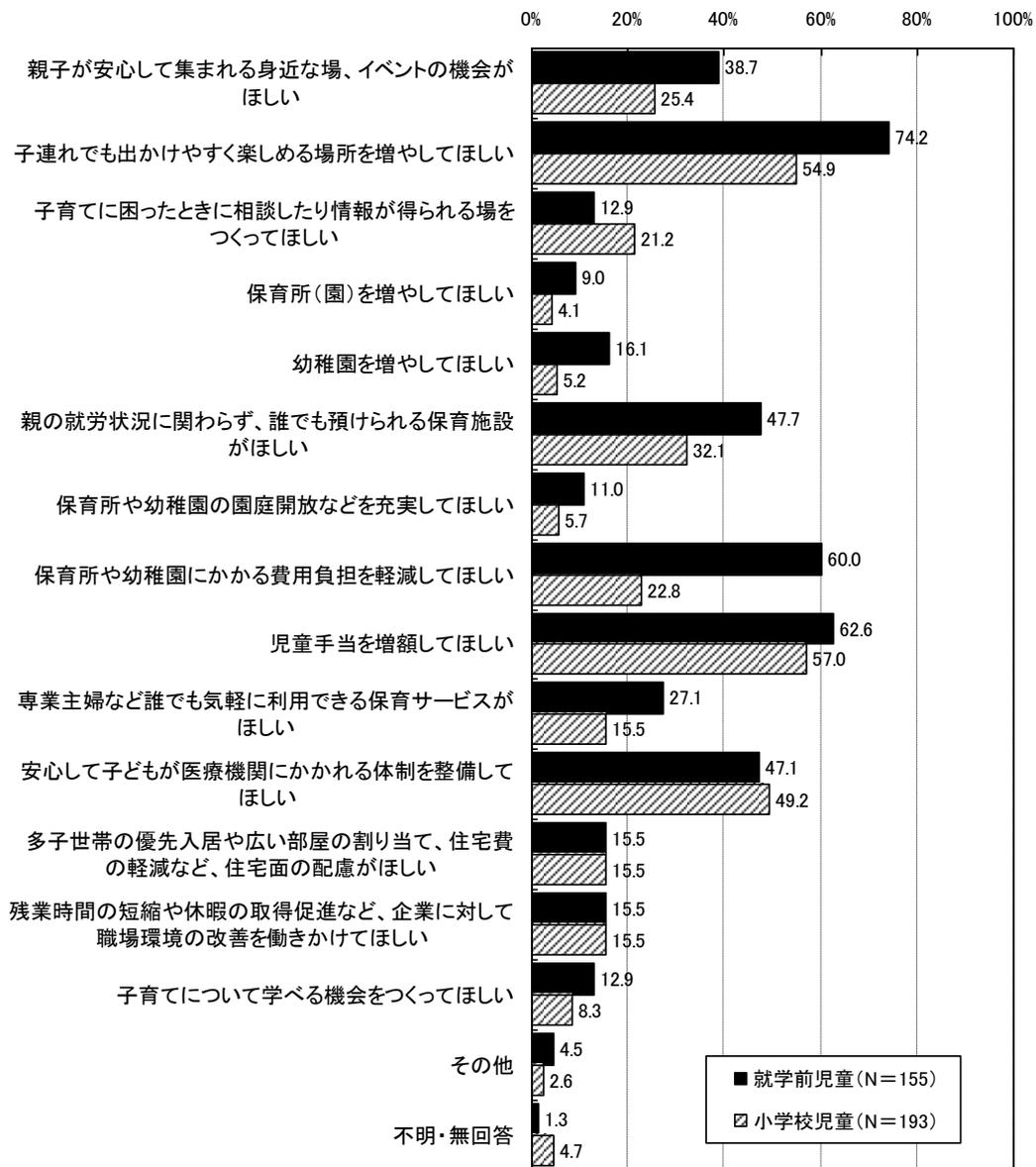


⑩まちに対して、どのような支援策の充実を図って欲しいか

まちに対して、どのような支援策の充実を図って欲しいかについてみると、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が74.2%と最も高く、次いで「児童手当を増額して欲しい」が62.6%となっています。

また小学校児童では「児童手当を増額して欲しい」が57.0%と最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が54.9%となっています。

■図：まちに対して、どのような支援策の充実を図って欲しいか《複数回答》



Ⅲ. 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

喜びや楽しみを共有して、

豊かさを実感できる子育て・子育て

由良のまちづくり

急速な少子化をはじめ、価値観の多様化や核家族化、地域コミュニティの人間関係の希薄化によって地域社会の子育てへのかかわりも薄れるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化して、「豊かさ」を感じる事が難しくなっています。

由良町で育った子どもたちが、心の豊かさを実感して育つことは、未来の社会を支え、発展するために欠かせません。

そのためには、親をはじめとして、地域の人と人とのふれあいを大切にしつつ、住民が子どもたちと喜びや楽しみを共有しながら、子どもの成長を見守っていくことが必要となっています。

このことから、地域社会で子ども、大人、高齢者が世代を超えて、ともに生き、助けあい、支えあうまちをめざします。

後期計画では、前期計画の基本目標を踏襲しながら、基本理念を新たに設定し、子育て施策の一層の推進をめざします。

2. 計画の基本的視点

地方公共団体の行動計画については、行動計画策定指針において「行動計画の策定に関する基本的事項」として次の基本的視点が定められています。

《国の後期行動計画策定の手引き／行動計画策定指針より》

(1) 子どもの視点

わが国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。このようななかで、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮されることが必要であるとの視点に立った取り組みが重要とされています。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが重要とされています。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援にかかる利用者のニーズも多様化しており、このような多様な個別ニーズに対して、柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟な取り組みが重要とされています。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていくことが重要とされています。

(5) 仕事と生活の調和がとれた働き方の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、企業を含めた関係者の連携のもと、地域の実情に応じた展開を図ることが重要とされています。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立等の問題をふまえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが重要とされています。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会をはじめとするさまざまな地域活動団体、民間事業者、各種の公共施設、また子育て支援を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうしたさまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが重要とされています。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の確保が重要となります。次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが重要とされています。

(9) 地域特性の視点

都市部と農山漁村間の相違をはじめ、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等、地域の特性はさまざまであり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各地方公共団体が個々の特性をふまえて主体的な取り組みを進めていくことが重要とされています。

3. 基本目標

(1) 家族のつながりと地域における子育ての支援

共働きの子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が子どもを安心して生み育て、親子・家族のきずなを深めていけるように、相談・情報提供体制の整備、子育て支援サービスや保育サービスの充実、地域内交流の促進、子どもの居場所づくり・児童健全育成などを推進します。

(2) 親と子の健康確保・増進

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

(3) 子どもの健やかな成長を図る教育環境の充実

子どもの健やかな成長を支援するため、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもの生きる力の育成をめざして取り組んでいきます。また、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さ、親子・家族のきずな、つながりの大切さを認識し、由良町に住み続けたいという意識が醸成されるように、地域社会の環境整備を進めます。

(4) 子どもと子育て家庭を支援する生活環境の整備

子ども及び子育て家庭を含め、すべての住民が安全で快適な環境のなかで暮らしていけるように、住環境・道路交通環境などの充実を図っていきます。

また、社会経済の発展や地域コミュニティの希薄化とともに、子どもが事故や犯罪の被害にあう可能性も高まっています。子どもを危険から守るために、地域ぐるみで協力して子どもに安全な環境づくりに努めます。

(5) 仕事と子育ての両立の推進

性別にとらわれず、男女がともに、子育てや家庭生活・地域生活と仕事が両立できるように、多様な雇用形態や処遇、育児休業制度の定着など、職場の環境づくりの啓発等に取り組みます。

(6) 子どもの権利を守る環境の整備

子どもの基本的人権を十分に配慮し、子どもの権利を擁護していくため、子どもの権利の普及を図るとともに、児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策の充実、被害を受けた子どもの保護の推進などに取り組みます。

4. 施策の全体像

(1) 家族のつながりと地域における子育ての支援

子育てに関する相談・情報提供体制の充実
子育て支援サービスの充実
保育サービスの充実
地域内交流の促進
児童の居場所づくり、児童健全育成

(2) 親と子の健康確保・増進

子どもと母親の健康の確保
思春期保健対策の充実
食育の推進

(3) 子どもの健やかな成長を図る教育環境の充実

子どもを生き育てる意識の教育・啓発
学校教育の充実
家庭や地域の教育力の回復

(4) 子どもと子育て家庭を支援する生活環境の整備

良好な生活環境の確保
子どもの安全の確保

(5) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立の推進

(6) 子どもの権利を守る環境の整備

児童の権利に関する条約の普及・推進
児童虐待防止対策の充実
ひとり親家庭の自立支援
障害児対策の充実
被害を受けた子どもの保護の推進

5. 計画の推進体制

この計画は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりを、家庭や行政の責任で行うことだけでなく、地域や社会全体の課題としてとらえ、その実現に向けて社会全体で取り組んでいこうとするものです。

子どもを育てる喜びが、その家庭だけでなく、地域や社会においても共通のかけがえのない喜びとなるように、行政はもとより、家庭、地域、事業所などが、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが求められます。

(1) 家庭

子育ての第一義的な責任は親にあり、家庭は子どもにとって一番大切な場所です。子どもの成長について、試行錯誤を繰り返しながら、保護者が愛情を持って支え、親自身も成長していくことが求められます。

(2) 地域

子どもや子育て家庭を温かく見守り、子育て家庭同士や隣近所がお互いに助けあえる地域づくりが求められます。

(3) 学校

学校は同年代の子どもが集団で生活する場であり、集団生活におけるルールやマナー等を学ぶ場です。専門機関として、子ども達が社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うよう保育・教育の充実に努めます。

(4) 企業【事業者】

子育てにおいては、親子がふれあう時間や家庭の役割が重要であることから、父親や母親の働き方の見直しや、育児休業制度の定着、多様な勤務形態の導入など、職場環境の改善が求められます。

(5) 行政

計画の推進にあたって、関係課内の相互の連携・調整のもとに、総合的に施策を展開し、地域社会の関係者、事業所などと協力して、地域ぐるみの子育て支援の推進が求められます。

6. 計画の目標値

次世代育成支援対策推進法では、特定事業に関する目標事業量の設定が定められており、国の行動計画策定指針では、「潜在的なニーズを把握しつつ、現在の利用実態などから目標事業量を設定する」という考え方が示されています。

由良町においては、アンケート調査の結果や各事業の実施状況、地域特性などを十分に勘案し、特定事業に関する目標事業量を設定し、本計画の推進を通じて達成を目指します。

■表：由良町における目標事業量

| | | 前期計画(および現状) | | 後期計画 |
|--------------------------|----|-----------------|----------------|-----------------|
| 子育て支援サービス事業名 | 単位 | 平成21年度 目標事業量 | 平成21年度 実績見込 | 平成26年度 目標事業量 |
| 通常保育事業 | 箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 1箇所 |
| | 定員 | 220人 | 138人 | 140人 |
| 延長保育事業 | 箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 1箇所 |
| | 定員 | 60人 | 60人 | 70人 |
| 夜間保育事業 | 箇所 | — | — | — |
| 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) | 箇所 | — | — | — |
| 休日保育事業 | 箇所 | 3箇所 | — | 1箇所 |
| | 定員 | 60人 | — | 60人 |
| 病児・病後児保育事業 | 箇所 | — | 1箇所 | 1箇所 |
| 一時預かり事業 | 箇所 | — | — | — |
| 特定保育事業 | 箇所 | — | — | — |
| 放課後児童健全育成事業 | 箇所 | 1箇所 | — | 1箇所 |
| | 定員 | 20人 | — | 50人 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 箇所 | — | — | — |
| ファミリーサポートセンター事業 | 箇所 | — | — | — |

各論

I. 家族のつながりと地域における子育ての支援

1. 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

近年、少子化や核家族化、地域社会の希薄化などにより、身近に相談相手がないなど、保護者が孤立することにより、子育ての負担感が増大してきているといわれています。

由良町では、町ホームページや、広報、ケーブルテレビ等を通じて育児に関する情報や、子育てに関するイベント情報などを周知するとともに、地域子育て支援センターや町役場、保育所で、親や子どもが気軽に悩みを相談したり、必要な情報が得られるように、子育て相談・情報提供体制の充実に努めるなど、子どもを安心して生み育てられる環境の充実に努めています。

今後とも、子育てに関する負担や不安の軽減のため、さまざまな媒体を通じて、子育て情報発信体制の充実が必要となっています。併せて、気軽に相談できる窓口の充実を図るなど、子育てに関する不安や負担の軽減に向けて、一層のきめ細かな支援が必要になっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 適切な子育て情報の提供

各家庭へ回覧や子育て情報誌、ケーブルテレビ、町ホームページ、広報など、あらゆる媒体を通じて子育て支援情報を提供し、保護者が子育てに関する情報を気軽に得ることができる環境づくりを進めることにより、子育ての負担や不安の軽減を図ります。

| 事業名 | 行政からの子育て情報の提供 |
|-----|---|
| 内 容 | 子育て家庭が子育て情報を入手しやすくするため、各種診断、予防接種、各種講座、イベントなどの子育て情報を、町ホームページや広報、ケーブルテレビ（ゆらふれあいチャンネル）、回覧を活用して提供します。 |

| 事業名 | 庁内関係部署とのネットワーク体制の構築 |
|-----|--|
| 内 容 | 庁内関係部署が行っている子育てに関する各種事業や行事については、連携をしながら情報の共有化を図り、集約した上で広報や町ホームページに発信するなど、充実した子育て情報を発信することができる仕組みづくりを推進します。 |

(2) 子育て講座・教室等の開催

地域子育て支援センターや公民館等において、子育てに関する各種講座や教室の開催を図り、子育てに関する情報提供を行うとともに、子育てをする保護者同士の交流を促進することにより、子育てに関する不安や悩みの軽減を図ります。

| 事業名 | 子育て講座・教室等の充実 |
|-----|---|
| 内 容 | 地域子育て支援センターで、育児講座ゆらっ子や親子サロンゆらっ子、育児教室ゆらっ子等を開いて、親子のふれあいの機会の充実に努めます。 |

(3) 子育て相談体制の充実

地域子育て支援センターを中心として、各相談窓口の体制整備や関係機関の連携強化を図り、保護者が地域の身近な場所で、気軽に子育てに関する相談ができる体制づくりに努めます。

| 事業名 | 子育て相談窓口の充実 |
|-----|--|
| 内 容 | 子育て中の保護者の不安や悩みに対応するため、保育所や児童館、町役場、地域子育て支援センターなど身近な場所で相談できるよう、関係機関・団体での情報共有を図るなど相談窓口の充実に努めます。 |

| 事業名 | 相談窓口の周知 |
|-----|--|
| 内 容 | 必要な人が必要なときに、気軽に各種相談窓口を活用できるよう、広報や健康診査時などあらゆる機会を通じて相談窓口機関の周知を行い、相談窓口の利用促進を図ります。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 子育て相談員への支援 |
| 内容 | 子育てに関する相談に適切に対応できるよう、相談員である児童委員や保健師等の定期的な交流や、研修等の参加支援を行うことにより、相談員の専門性の向上を図ります。 |

2. 子育て支援サービスの充実

子育て支援サービスについては、多様化する子育てニーズに対し、利用者の生活実態等を十分にふまえ、サービスを提供していくことが重要です。

由良町では、子育て講座・教室の実施や子育て相談事業、保育所の園庭開放等や、児童館や公民館の開放など、保護者同士、子ども同士の交流機会を促進する事業などを通じて子育て支援を行っています。また、子ども手当や、0歳から小学校卒業時までの子ども医療費助成事業などの各種制度に加え、県の紀州3人っこ施策の適応条件を緩和し、ゆら3人っこ施策として、3人目以降の子どもから5歳まで保育料無料化を実施するなど、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めています。

今後も、各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、少子化にともなう地域での子どもの交流機会減少に対応し、既存の公民館や児童館、小学校や中学校の施設跡地等を地域子育て支援拠点として活用するなど、地域資源の効果的な活用が課題となっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 子育て支援サービスの充実・強化

平成22年度に開始予定である学童保育の実施や、子育て相談や育児教室など各種の子育て支援サービスの充実などにより、多様化する子育てニーズの対応に努めます。

また、公民館・児童館の施設の活用をはじめとして、地域資源の効果的な活用を図り、子どもや子どもをもつ親の支援体制の充実を図ります。

| 事業名 | 子育て講座・教室等の充実（再掲） |
|-----|---|
| 内容 | 地域子育て支援センターで、育児講座ゆらっ子や親子サロンゆらっ子、育児教室ゆらっ子等を開いて、親子のふれあいの機会の充実に努めます。 |

| 事業名 | 子育て相談窓口の充実（再掲） |
|-----|--|
| 内容 | 子育て中の保護者の不安や悩みに対応するため、保育所や児童館、町役場、地域子育て支援センターなど身近な場所で相談できるよう、関係機関・団体での情報共有を図るなど相談窓口の充実に努めます。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 学童保育の実施 |
| 内 容 | 児童の放課後における居場所づくりのため、平成 22 年度中に学童保育の事業化を進めます。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 児童館の充実 |
| 内 容 | 放課後や土日祝日に子どもの居場所や、年齢の異なる子どもが集団で遊ぶことができる場を確保するため、児童館を開放し、児童の健全育成に努めます。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 公民館の充実 |
| 内 容 | 公民館で、子ども講座やふるさと講座など親子で楽しめる講座を開くなど、子育て支援拠点として充実を図ります。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 経済的負担の軽減 |
| 内 容 | 子ども手当や 0 歳から小学校卒業時までの子ども医療費助成事業、ゆら 3 人っこ施策など各種手当・制度の実施を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。また、国や県に対し、各種手当や制度の充実について要請を行います。 |

3. 保育サービスの充実

社会構造の変化に伴う核家族や共働きの増加、さらには家庭における子育て力の低下などにより、地域の子育て拠点としての機能や、小学校との連携強化等が求められるなど、保育所の果たす役割は重要性を増しています。

現在、由良町内には、中央、白崎、衣奈の3か所の公立保育所があります。各保育所では、すべての子どもたちが楽しくいきいきと生活するなかで、基本的な習慣を身につけ、思いやり、やさしい心を育ていけるように取り組んでいます。また、保護者の就労形態の多様化に対応して、乳幼児保育や病後児保育など保育サービスの適正化を図っています。

さらに、広域な子育て支援として、御坊市、日高町、由良町の3市町が共同で北出病院に病児・病後児保育を委託し、病気回復期にあり家庭での保育が困難な乳幼児の保育を実施しています。

今後は、平成21年に改定された保育所保育指針にもとづき、保育の内容の質を高める観点から、「由良町保育所における質の向上のためのアクションプログラム（案）」を策定し、より一層質の高い保育サービスの提供が求められています。さらに、保育環境の改善・充実のため、公立保育所の統廃合等を視野に入れた保育環境の整備が必要となっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 保育サービスの充実

各種保育サービスの充実に努め、多様化する保育ニーズの対応を図ります。

| 事業名 | 延長保育の拡大 |
|-----|---|
| 内容 | 多様化する保育ニーズに対応するため、現在18時15分までの保育時間をさらに延長して、19時までの延長保育を検討します。 |

| 事業名 | 保育の低年齢化の検討 |
|-----|--|
| 内容 | 核家族化をはじめ、共働きや仕事を持つ親が増えるなか、平成23年を目標として、1歳児保育の実施を進めます。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 病児・病後児保育事業の継続 |
| 内 容 | 子どもが病気回復期で、保護者の就労や疾病、冠婚葬祭の社会的な理由で、保育が困難な場合などに、保育者に代わって保育する病児・病後児保育を、御坊市、日高町、由良町の 3 市町共同で継続実施し、地域の子育てを支援します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 障害児保育の充実 |
| 内 容 | 中央保育所と衣奈保育所で、心身に障害のある子どもの健全な発達を促すため、障害児の受け入れを行い、障害のある子どもが地域で障害のない子どもとともに、保育・教育が受けられるように、関係機関の連携の強化に努めます。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 学童保育の実施（再掲） |
| 内 容 | 児童の放課後における居場所づくりのため、平成 22 年度中に学童保育の事業化を進めます。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 地域に関かれた保育体制の推進 |
| 内 容 | 親の子育て不安や悩みを軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、園庭開放や子育て情報の提供、相談への対応に取り組みます。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | サービス提供体制の向上 |
| 内 容 | 「由良町保育所における質の向上のためのアクションプログラム（案）」の策定により、保育所職員の資質と専門性の向上を図り、児童一人ひとりに対し、より一層質の高い保育サービスの提供体制の向上に努めます。 |

由良町の保育所における質の向上のためのアクションプログラム（案）

1. 趣旨

平成20年3月に保育所保育指針が厚生労働大臣の告示として公布され保育の内容の質を高める観点から、保育所における取り組みの充実・強化がより一層求められている。このような背景をふまえ「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取り組みを支援する」とこととされた。

由良町として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取り組みが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定することとした。

2. 実施期間

本アクションプログラムの実施期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

3. 具体的施策

(1) 保育実践の改善・向上

① 関係機関等との積極的な連携及び協力

保育所、地域子育て支援拠点、小学校、中学校など地域の関係機関と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行う。

(2) 子どもの健康および

① 保健・衛生面の対応の明確化

保育所において感染症やその疑いが発生した場合の迅速な対応や、乳幼児の発達の特性に応じた健康診断の円滑な実施等の観点から、保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを作成する。

② 特別の支援を要する子どもの保育の充実

障害のある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が図られるよう、必要な支援を行う。

(3) 保育士等の資質・専門性の向上

① 保育所内外の研修の充実

保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用できる体制を整えるなど研修体制の充実を図る。

(4) 保育を支える基盤の強化

① 専門的な人材や地域の多様な人材の活用

保育所が、保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実情等に応じたさまざまな取り組みを行うことができるよう、人材の確保を図る。

② 保育環境の改善・充実のための財源の確保

保育所における取り組みを支える保育環境を改善・充実するために必要な財源の確保を図る。

(2) 保育所環境の整備

子どもの数が年々減少の一途を辿っており、子どもの集団規模が小規模化しているなか、社会環境の変化に対応できるよう、3保育所の統廃合の検討や既存保育所施設の効率的利用など保育環境の整備を進めます。

| 事業名 | 保育所環境の整備推進 |
|-----|---|
| 内 容 | 平成 26 年を目標に、既存 3 保育所の統廃合について、保育所および関係者等の意見を尊重し、地域住民の合意を図った上で、地域子育て拠点機能や学童保育機能も含めた複合施設化を視野に入れ、検討を進めます。 |

(3) 多様な保育サービスの検討

保護者の就労形態の多様化に対応するため、現在の保育サービスの実情をふまえつつ、住民ニーズに鑑みながら、多様な保育サービスの実施を検討します。

| 事業名 | 多様な保育サービスの検討 |
|-----|--|
| 内 容 | 保護者の就労形態など将来の変化に対応するため、トワイライトステイ事業や家庭的保育事業について、住民のニーズの把握に努めながら、実施を検討します。 |

4. 地域内交流の促進

地域の人と人との関係の希薄化により、日常生活のなかで子育て家庭の自由な交流の機会の減少が指摘されています。地域のなかで支えあいながら子育てを進めていくためには、地域と親のつながり、子どもとのつながり、親同士のつながり、子ども同士のつながりを促進していくなかで、「地域ぐるみで子育てをする」という意識が重要となっています。

由良町では、地域内における子育て活動の活性化のため、サークル活動やボランティア活動の支援、交流活動の促進を通じて、地域内の子育てネットワークの拡充に努めています。

今後とも、「地域ぐるみで子育てをする」という意識の醸成のため、子育てサークルや子育て支援に関するボランティアの育成および活動支援に努めることが必要となっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 子育てサークル活動の育成支援

保護者が子育ての悩みを解消したり、子ども同士の交流を推進するため、地域の子育て支援団体・機関は、気軽に相談できる子育てサークルや子育て支援に関するボランティアの育成および活動支援を推進します。

| 事業名 | サークル活動の支援 |
|-----|--|
| 内 容 | 保護者同士の交流や仲間づくりを進めるため、各種公的施設の開放を行い、サークル活動や活動場所の提供体制を整えます。 |

| 事業名 | 子育てリーダーの育成 |
|-----|---|
| 内 容 | 子どもの多様な学習や体験活動等の機会の充実のために、保護者の自主サークルの育成を図るには、保育者や保護者のなかでリーダー養成が必要であり、講習会や交流会を開催し、子育てグループの育成を図ります。 |

| 事業名 | 交流活動の促進 |
|-----|--|
| 内 容 | 地域全体で子育ての在り方を考える意識を高めるため、健診時を活用した交流事業や、保育付きのイベント開催など、交流の場・機会の拡充に向けた事業を検討します。 |

(2) 地域組織活動の促進

ボランティアの発掘や、子育てにかかわる関係団体、関係機関との連携強化、広報や町ホームページを活用した普及・啓発を通じて子育てに関する地域組織活動の促進に努めます。

| 事業名 | ボランティア・子育てサークルの支援 |
|-----|--|
| 内 容 | 広報やホームページ、子育て支援センターでの相談を通じて、ボランティアや子育てサークルに関する情報の積極的な周知や、新たなボランティア団体・サークル設立の支援など、子育てボランティア・サークルが活動しやすい環境づくりを推進します。 |

| 事業名 | 地域組織活動の支援 |
|-----|---|
| 内 容 | 地域全体で子育てを行う気運を高めるため、由良町子ども会育成連絡会や由良町地域活動連携協議会、由良町婦人団体連絡協議会等、地域の子育てに関する組織の連携および組織の交流を図ります。 |

| 事業名 | 子育てネットワークづくりの強化 |
|-----|---|
| 内 容 | 子育て支援センターを中心として、育児サークルや、子育て支援に関するボランティア団体等との情報交換や交流会を定期的実施し、子育て支援のネットワークの強化を図ります。 |

| 事業名 | 子育て支援に関する意識の啓発 |
|-----|---|
| 内 容 | 地域住民の子どもや子育て家庭に対する関心・理解が深められるように、広報や講演会等で普及啓発を行い、地域で子どもを育てるという意識の醸成に努めます。 |

5. 児童の居場所づくり、児童健全育成

子どもの心身の健やかな発達のため、子どもが安全に遊び・交流できる環境の充実が求められています。

由良町では、保育所園庭や小学校の校庭、児童館、公民館の開放を実施し、児童の放課後の居場所づくり・交流の場づくりに努めています。平成22年度からは学童保育の実施を検討しており、場の拡充を図っています。また、世代間交流の図るための各種事業や、保育所の年長児が未入所児・老人・地域住民と交流するふれあい保育施策を実施し、異世代交流の機会の拡充に努めています。

また、地域全体で児童健全育成をめざすため、学校、家庭、地域住民団体、保護司、児童相談所、警察、地域ボランティア等が連携し、地域のなかでの子どもの見守り活動の実施や、非行防止や問題行動への対応、不登校、引きこもり等の各種問題に適切に対応など、児童が健やかに育つための環境づくりを図っています。

今後も、子どもが安全に遊び・交流できる場の拡充に努めるとともに、児童の健全育成のため、家庭や関係機関等と連携の一層の強化が必要です。

施策の展開と関連主要事業

(1) 子どもの居場所づくり

保育所の園庭や小学校の校庭、児童館、公民館等の開放などを通じて、子ども達が身近な場所で遊んだり、地域の住民と交流ができる環境の拡充に努めます。

| 事業名 | 遊び場の確保 |
|-----|---|
| 内容 | 身近で安全な、野外の公園や住民運動場など遊び場の確保および充実に向けて、保育所園庭や小学校の校庭、児童館、公民館の開放に努めます。 |

| 事業名 | 地域住民の交流の促進 |
|-----|--|
| 内容 | 子どもの健全育成のため、地域における子ども同士の交流の場・機会の拡充を図ります。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 学童保育の実施（再掲） |
| 内 容 | 児童の放課後における居場所づくりのため、平成 22 年度中に学童保育の事業化を進めます。 |

（２）読書活動の推進

小さいころから読書の楽しさと本への親しみを醸成し、豊かな心や協調性を育むため、読書活動の推進を通じて、子どもたちの読書をする機会の充実を図ります。

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 読書活動の推進 |
| 内 容 | 幼い頃から読書が定着するように、子どもセンター図書をはじめ、公民館や児童館等で、優良な図書の充実、由良おはなしの会の充実を図り、児童の読書活動を推進します。 |

（３）世代間交流

子どもたちがさまざまな体験から協調性や、思いやりの心などを育むことができるよう、乳幼児が町内の身近な場所で、中高生や高齢者等の異年齢とふれあう機会を創出します。

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 世代間交流の促進 |
| 内 容 | 子どもの豊かな心や協調性を育むため、保育所が、老人クラブと餅つき大会を開いたり、食事会をしたり、未就園児に対し、園庭の開放を行うふれあい保育施策を実施し、異年齢の交流を促進します。 |

(4) 児童健全育成の推進

子どもたちが次代を担う大人として、健やかにたくましく成長できるような環境づくりを、子ども会活動や、各種スポーツ団体等を通じた活動や、子どもの見守り活動等を通じ、学校・家庭・地域住民、関係団体が一体となって推進していきます。

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 児童健全育成の推進体制の整備 |
| 内容 | 子どもの健康増進や、心の豊かさを育むため、子ども会や各種スポーツ団体への支援を図るとともに、関係団体や地域住民等との連携を強化し、地域の見守り活動の充実を図るなど、子どもの健全育成に向けて、目標の共有化を図ります。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 非行、問題行動、不登校、ひきこもり等への対応 |
| 内容 | 非行防止、問題行動、不登校、ひきこもり等に対して、迅速で適切な対応が取れるように、学校、家庭、児童相談所、青少年団体等の連携の強化を図ります。 |

Ⅱ. 親と子の健康確保・増進

1. 子どもと母親の健康の確保

子どもが心身ともに、健やかに誕生して成長するためには、子どもと保護者の健康管理を支援することが重要です。

由良町では、妊娠期から、安心して子育てができるよう、健康診査や保健指導等、各種母子保健事業の充実を図り、親子の心と身体の健康づくりを支援しています。併せて、普段から身近なかかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、医療機関と連携し、救急医療のネットワークを強化するなど、安心して子育てができるような体制づくりに取り組んでいます。

今後も、母子保健事業の充実やかかりつけ医の啓発を通じて、子ども保護者が心身ともに健やかに過ごすことができる環境の充実が求められます。

施策の展開と関連主要事業

(1) 妊産婦の保健・医療体制

母親の妊娠・出産にかかる安全性を確保するために、周産期の教室や相談事業を、引き続き実施していくとともに、各種母子保健事業の実施を通じて母子の健康づくりの促進を図ります。

| 事業名 | 妊産婦の保健体制の充実 |
|-----|--|
| 内容 | 妊娠から出産期におけるサービスの周知を行い、妊娠中の飲酒や喫煙習慣悪影響を指導するなどサポートの充実を図ります。また、妊産婦が安心して子どもを生むことができるように、妊婦一般健康診査を継続して実施します。 |

| 事業名 | ハイリスク妊婦訪問 |
|-----|--|
| 内容 | 若年出産、高齢出産などハイリスク妊婦は、妊産婦や胎児への危険が伴うため、児童委員や保健師等が、出産前に訪問を行い、妊産婦の健康管理や安全指導に努めます。 |

(2) 乳幼児の保健・医療体制の充実

妊娠から出産期を通して子どもが心身ともに安全で快適に過ごせるように、医療機関と連携を図りながら、充実に努めます。

| 事業名 | 乳幼児健康診査等の充実実施 |
|-----|---|
| 内 容 | 定期的な乳幼児健康診査（4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児）の実施および受診勧奨による受診率の向上に努めて、疾病や感染症などの早期発見と予防保護者の育児不安の軽減等を行います。 |

| 事業名 | 乳児訪問の実施 |
|-----|---|
| 内 容 | 親と乳幼児の健康管理のため、出生から生後 2 か月以内の期間に全対象者に対して、母子保健推進員や保健師等が、家庭を訪問して、健康相談や育児相談を行います。 |

| 事業名 | 健康相談事業の実施 |
|-----|---|
| 内 容 | 子育てに悩む親の支援のため、情報提供や相談に随時応じるとともに、子どもの健康相談事業（6 か月児、12 か月児、2 歳 6 か月児）を実施します。 |

| 事業名 | 予防接種事業の実施 |
|-----|--|
| 内 容 | 症状や感染リスクの軽減を図るため、予防接種法、結核予防法にもとづき個別接種を実施します。また、インフルエンザなど予防接種の必要性を広報等で啓発して、接種率の向上に努めます。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 母子保健推進研修会の実施 |
| 内 容 | 母子保健推進員研修会を継続支援して、母子保健推進員に乳幼児健診時にボランティアとして参加してもらいます。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 虫歯予防教室の実施 |
| 内 容 | 保育所入所児を対象に、う歯予防・歯周病予防の保健指導、ブラッシング指導をするなど、虫歯予防教室を継続実施します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 乳幼児の事故防止の推進 |
| 内 容 | 乳幼期から継続したかかりを持つことは、心身の異常の早期発見や治療につながるため、広報やホームページ等を通じてかかりつけ医を持つように働きかけます。また、児童の発達段階に応じた事故防止方法の情報提供を行い、乳幼児の事故防止に努めます。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 救急処置体制の推進 |
| 内 容 | 心肺蘇生法等の応急処置やSIDS（乳幼児突然死症候群）予防対策など緊急時の医療機関の連携体制を整備するとともに学習会の開催を図り、救急医療体制の周知に努めます。 |

(3) 健康づくりの推進

子どもの健やかな成長のため、健康な生活習慣を身につけられるよう、町教育委員会と連携し、母子保健、学校保健が一体となった取り組みを推進します。

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 小・中学生を対象とした生活習慣病予防教室の開催 |
| 内容 | 町教育委員会と連携を図り、生活習慣病予防についての正しい知識を身につけるため、各学校において生活習慣病予防教室を実施します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 母子保健と学校保健との連携 |
| 内容 | 子どもの健やかな成長のため、乳幼児から一貫した健康指導が行えるように、母子保健と学校保健との連携強化し、情報交換を図ります。 |

(4) 学校保健体制

由良町の教育目標を実現するため、学校保健計画を推進します。

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 学校保健体制の充実 |
| 内容 | 学校保健計画にもとづき、子どもの健康を保つため、各種健診による疾病の早期発見、健康状態の把握に努めるとともに、学校の衛生管理を適正に行います。また、保健だより等を通じて、子ども保護者の健康に対する意識の向上に努めます。 |

2. 思春期保健対策の充実

思春期における食生活の乱れや、喫煙・飲酒、薬物乱用などの行動は、現在の問題だけにとどまらず、将来の健康、そして次の世代にも悪影響をおよぼしかねない問題です。

由良町では、学校における各種教室や指導を通じて、生命の尊さの啓発、性や、飲酒、薬物に関する正しい知識の普及に努めています。また、教員相談員等による相談体制の充実により、子どもが直面する精神的な課題やストレス、身体の変化に対する悩みに対応して、心身ともに健康な生活を送ることができるよう相談体制の整備を図っています。

今後も、家庭、学校、関係機関等との連携を一層強化し、まちぐるみでの子どもの健康づくりを推進する必要があります。

施策の展開と関連主要事業

(1) 思春期保健対策の充実

次代の親づくりの視点に立ちながら、学校における各種教室や指導の充実に努めるとともに、面接相談など通じて、思春期の子どもが抱えるさまざまな悩みを受けとめ、適切に助言できる体制づくりに努めるなど、思春期保健対策の充実を図ります。

| 事業名 | 思春期の子どもに対する相談・指導の充実 |
|-----|--|
| 内容 | 思春期の子どもが抱えるさまざまな不安や悩みに対し、個々の状況に応じた適切なアドバイスをするため、教育相談員による教育相談、就学相談、電話相談、中学生に対する心の教室相談事業等の充実を図ります。 |

| 事業名 | 思春期保健活動の充実 |
|-----|--|
| 内容 | 主任児童委員や保健師が、思春期にある子どもとその保護者を対象に、思春期の子どもと心と身体の変化、思春期の子どもの接し方などをテーマとした思春期保健教室等を開催し、知識の普及を図ります。 |

| 事業名 | 小・中学生を対象とした生活習慣病予防教室の開催（再掲） |
|-----|--|
| 内容 | 町教育委員会と連携を図り、生活習慣病予防についての正しい知識を身につけるため、各学校において生活習慣病予防教室を継続実施します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 思春期における保健・福祉体験事業の実施 |
| 内 容 | 生命の尊さについて学ぶ機会を提供するため、保育所の乳幼児とふれあう体験を中心とした保健・福祉体験事業を継続実施します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 喫煙・飲酒、薬物や性に関する正しい知識の普及 |
| 内 容 | 喫煙・飲酒、薬物等の身体への悪影響について、子どもたちの理解が深まるように、知識の普及を図り、また、性や性感染症予防等に関する正しい知識の普及を図ります。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 思春期保健体制の充実 |
| 内 容 | 学校が、思春期の保健指導や教育の充実を図るとともに、教育委員会・学校関係者・保護者等で、学校保健事業における連携を強化し、児童・生徒の成長段階に合わせ、一貫した指導および対処ができる体制づくりを図ります。 |

3. 食育の推進

子どもの頃から正しい食生活を身につけることは、生涯にわたる健康づくりの面からとても重要です。また、親自身の食習慣が子どもに与える影響を考えたうえで、乳幼児期から、親子がともに規則正しい食習慣を身につけていくことが重要となっています。

由良町では、乳幼児期からの規則正しい食生活の重要性について啓発をすることを目的として、各種講座・教室等を実施しています。小学校・中学校においては、食に関する学習や教育を推進するとともに、親に給食だよりを配布して、食育を推進しています。また、平成19年では各小学校で、中学校では平成21年に学校給食が開始され、食を通じた心身の健全教育の充実に努めています。

今後も、保育所や小・中学校において、子どもたちが望ましい食習慣を身につけることができるよう食育の推進に努めるとともに、ライフステージを通じて「食」に関する指導や体験的な活動・学習を実施することが重要となっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 食育の推進

保護者だけでなく、子どもにも食事が身体に与える影響を知ってもらい、望ましい食習慣が身につけられるよう食生活の改善を推進します。

また、乳幼児期から健康的な生活習慣を確立することができるよう、食育講習会の実施、母親教室・乳幼児健診時の指導等を通じ、食の重要性について関心を高めてもらうように努めます。特に母子健康管理を図るため、妊産婦や妊娠前の母親に食生活の重要性について啓発に努めます。

| 事業名 | 食生活改善の推進 |
|-----|--|
| 内容 | 食習慣を改善する意識の高揚を図るため、広報やホームページ等、健診など、さまざまな機会を通じて、朝食の意義を含め、適正な栄養をとることの必要性、家族で一緒に食事をとることの重要性の周知を行い、食生活に関する情報提供を行います。 |

| 事業名 | 妊産婦への食育の推進 |
|-----|---|
| 内容 | 妊娠期および授乳期における望ましい食生活の実現に向けて、妊産婦に対する健康診査や各種教室等で普及・啓発を図ります。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 母乳育児の推進 |
| 内 容 | 健診時や家庭訪問時等で、母乳で育てることの意義などを保健指導等の機会を通じて実施します。また、外出先でも母乳を乳幼児に飲ませてあげられるよう公共施設等で授乳室の設置を推進します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 望ましい離乳食の指導 |
| 内 容 | 母親教室や乳幼児健診時等で離乳食について、保護者が子どものライフステージに応じた離乳食のとり方について理解を深め、スムーズに離乳が進むように支援します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 幼児の栄養指導 |
| 内 容 | 幼児食のあり方や、不足しがちな栄養補給としてのおやつの間食など栄養補給の役割についての指導に努めます。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 子ども料理教室の実施 |
| 内 容 | 食生活に関心を持ち、食習慣や栄養についての知識が身につくような、子ども向けの料理教室の開催を図ります。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 保育所・学校等での給食を通じた食育の推進 |
| 内 容 | 子どもの身体の健全な発達に資するため、学校と保育所の給食関係者が、必要に応じて情報交換を行い、地産地消を進め、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、季節を感じる行事食や旬の食材の使用に取り組んでいきます。 |

Ⅲ. 子どもの健やかな成長を図る教育環境の充実

1. 子どもを生き育てる意義の教育・啓発

子ども達が、由良町の次代を担う大人として、まちに脈々と受け継がれる自然や歴史・文化に囲まれながら、人間性豊かな心を育み、子どもを生き育てる意義や知識を学びながら成長していく環境づくりは重要です。

由良町は、万葉集の歌の題材にもなった白崎海岸県立自然公園や天然記念物の門前大岩など風光明媚な豊かな自然に溢れています。また多くの歴史的に価値のある文化材や史跡、素朴で伝統のあるお祭り等があります。まちに誇りを持ち、次の世代に由良の素晴らしさを伝えるため、各種体験教室の実施や、元気ゆら！ふるさとフェスティバルや興国寺天狗まつりなどのイベントの実施など、さまざまな機会でもちの誇りにふれあう機会の充実に努めています。

今後も、由良に生まれ育った子ども達が、自分たちのまちを愛し、家庭を持ち、子どもを生き育てることができるまちを目指し、まちの豊かな自然や歴史への理解や、子どもや家庭の大切さへの理解を深めることができるように、各種体験教室の充実や、乳幼児とふれあう場・機会の充実に努めていくことが重要です。

施策の展開と関連主要事業

(1) 次代の親の育成

これから親になっていく若い世代に対して、家族や家庭がかけがえのない存在であることを伝えて、心豊かにたくましく生きる力を育む取り組みを進めます。

| 事業名 | 乳幼児とふれあう機会の充実 |
|-----|---|
| 内容 | 子どもの人を思いやる心や、子どもを生き育てる大切さを学ぶため、中学生、高校生が保育所の乳幼児とふれあうことができる体験学習を通じ、小さな子どもとふれあう機会の充実に努めます。 |

| 事業名 | 子育てについての意識の醸成 |
|-----|--|
| 内容 | 若い世代に子育ての知識や楽しさを伝える教育を実施し、父性・母性を育てるとともに、男女が共同で子育ての責任を持つことへの意識の醸成を図ります。 |

(2) 郷土愛の育成

郷土愛を育むため、地域に伝わる文化や行事などの地域の情報を、地域で活躍しているさまざまな住民から得ることができるよう、郷土に関する教育活動や啓発をいっそう充実します。さらに、各種体験活動の機会を提供します。

| 事業名 | 地域への理解の促進 |
|-----|---|
| 内容 | 町の歴史や文化を伝えるため、地域の伝統文化の知識や由良町内の観光資源への興味が高められる機会の拡充を図るとともに広報を充実します。 |

| 事業名 | 交流活動の推進 |
|-----|--|
| 内容 | 豊かな心を育むため、高齢者や支援が必要な人などさまざまな方々との交流のなかで協調して、人を思いやる心などを身につける保育・教育を充実します。 |

| 事業名 | 体験教育の充実 |
|-----|--|
| 内容 | 保育所や小学校、中学校では、自然とのふれあいのなかで、さまざまな活動や遊びを体験し、自発性、豊かな感情、物事に対する興味や関心、表現力などを身につけ、由良の観光地めぐりやみかん獲り等で自然とのふれあいの体験など自然を愛する心を育む教育を充実します。 |

2. 学校教育の充実

学校教育においては、確かな学力の向上と豊かな心の育成による「生きる力」の伸長が重要となっています。このため、一人ひとりの習熟度に合わせた教育や、さまざまな体験学習活動等が求められています。

由良町では、各学校において、道徳教育や福祉教育の充実を図ることにより、社会のなかで、常に他人を思いやり、自立的な生活を送ることができるよう、豊かな人間性が育まれるように努めています。

また、さまざまな体験活動を実施し、子ども達の社会性を養うことができるよう、体制の充実に努めています。

また、子どもたちにとって望ましい学校教育環境を整備していくため、平成21年4月より、由良港中学校、白崎中学校、衣奈中学校の3校が統合され、由良中学校となりました。

今後も、時代の変化に対応できるたくましい子どもを育むため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成していくことが学校教育の重要な課題となっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 学力の向上

確かな学力を身につけるため、基礎的な教育内容の定着をめざし、個別の学力に応じた指導方法の工夫や授業の改善に努めます。

| 事業名 | 学力の向上をめざした取り組みの推進 |
|-----|--|
| 内 容 | 児童生徒の学力向上を図るため、各校において学校研究や授業研究に取り組めます。 |

(2) 体験学習の推進

将来、社会人・職業人として自立できるように子どもの育成のため、中学校においてさまざまな体験学習を推進します。

| 事業名 | 体験学習の推進 |
|-----|---|
| 内 容 | 中学生が町内各企業・商店（スーパーマーケット・コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等）などで職業体験を行い、社会人として自立に向けて子どもの育成に努めます。 |

(3) 社会学習の推進

社会教育として未来を担う人材に求められる能力を身につけるための学習内容を充実します。

| 事業名 | 社会学習の推進 |
|-----|--|
| 内 容 | 由良町 PTA 連絡協議会や社会教育委員会が、各学校の保護者の交流や情報交換の場となるよう、子どものための社会教育推進体制の整備を図ります。 |

| 事業名 | 環境教育の推進 |
|-----|---|
| 内 容 | 丸太切りや間伐等の森林体験学習の実施を図り、森に親しみ、自然とふれあうことで豊かな感受性の育成を図ります。 |

| 事業名 | 情報教育の推進 |
|-----|--|
| 内 容 | 情報手段を活用した学習活動を充実させるための情報機器および学習環境の整備を図ります。 |

(4) 心の教育の推進

生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などの豊かな心を育むため、心の教育に取り組みます。そのため、学校での道徳教育はじめ、高齢者や障害をもつ方々とのふれあう機会を持つなかで、他人をいたわる人間性の醸成やモラル、社会的ルールの習得を進めます。

| 事業名 | 高齢者、障害をもつ方とのふれあい体験の実施 |
|-----|--|
| 内 容 | 福祉センターにおいて、デイサービスにいられている高齢者とふれあう体験や、車いす体験などを通じて思いやりの心づくりを進めます。 |

(5) 健全な身体づくり

健康で豊かな生活をおくれるよう、小中学校でスポーツ活動を推進し、児童・生徒の体力の向上とスポーツの振興を図ります。

| 事業名 | 体育授業や体育行事等の充実 |
|-----|--|
| 内 容 | 児童生徒の体力向上やスポーツに親しむ機会を作るため、体育授業や体育行事等の充実に向けて取り組みます。また、スポーツの振興に貢献し、その功績が著しい方等に、由良町スポーツ賞表彰を授与しています。 |

(6) 学校運営の取り組み

子どもの確かな学力と健全育成のため、教師の質の向上や地域に開かれた学校づくりなど特色ある学校づくりをめざします。

| 事業名 | 信頼される学校づくりの推進 |
|-----|--|
| 内 容 | 学校教育目標の公表や学校評価の実施により、信頼される学校づくりに取り組むとともに、講習会などを開いて、教師の質の向上に取り組めます。 |

| 事業名 | 地域に開かれた学校づくり |
|-----|---|
| 内 容 | 運動場や体育館の開放、地域住民に授業を参観してもらうなど、地域住民と一体となった学校づくりを検討するとともに、PTA活動、学校通信等を通じて、保護者との連携の強化を図ります。 |

3. 家庭や地域の教育力の回復

子どもの健やかな成長を図っていく上で、家庭や地域の教育力の回復は欠くことのできない重要な取り組みとなっています。特に、子育ての第一義的責任は、保護者にあるとの基本認識のもと、本来あるべき保護者の役割を再確認して、その意義を十分に理解していけるよう、啓発を進める必要があります。

由良町では、地域子育て支援センターや各公民館を中心として、世代間の交流や子育て講演会、レクリエーション等の家庭教育講座や教室を通じて、子育てのあり方について研修を行うとともに、保護者同士の交流の促進に努めています。

小・中学校においては、家庭科の授業や道徳・総合的な学習の時間を通じて、子育てや家庭の大切さについて指導を行っています。

今後とも、本来あるべき家庭の教育力を再認識して、親と子どもの関係のあり方について、より一層啓発を進めることが課題となっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 家庭教育の充実

家庭教育力の回復のため、子どもにとって最も身近な組織が家族であり、家族での団らんや家事・育児を手伝うことにより、家庭生活の素晴らしさを感じられるような環境づくりを、関係機関との連携のもとに充実させていきます。

| 事業名 | 家庭教育の啓発 |
|-----|---|
| 内容 | すべての保護者が自らの役割と責任を自覚し、適切な知識・情報を得て、自信をもって子育てに取り組めるよう、家庭教育に関する講演や広報による情報提供を行います。 |

| 事業名 | 保育所、学校、家庭との連携体制の強化 |
|-----|--|
| 内容 | 保育所と学校が連携しながら、保健師と教員で情報交換の場を設け、家庭の教育力の充実に努めます。 |

(2) 地域の教育力の回復

家庭や地域の教育力の向上を図るため、各家庭の悩みに応じたきめ細やかな相談・支援体制の確立、子どもと地域の交流活動等を推進します。

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 地域の教育力の回復 |
| 内容 | 地域ぐるみの子育て意識を高めるため、学習の機会や広報の充実に努め、地域の教育力の回復に努めます。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | スポーツ活動や青少年団体の活動等への支援 |
| 内容 | 豊かな人間性を育むため、子どもがさまざまな体験を通じて学んでいけるように、スポーツ少年団や地域子ども会などの各種団体・グループへの支援を図ります。 |

IV. 子どもと子育て家庭を支援する生活環境の整備

1. 良好な生活環境の確保

安心して子どもを産み育てるような環境をつくるためには、安全で良質な住まいづくりのための情報提供や居住支援に関する施策が求められています。また、子育てバリアフリー化を進めることにより、子どもや子どもを連れた人、妊産婦などが安心して外出できるまちづくりを進める必要があります。

由良町では、公共施設や道路の改修等に際しては、事前に協議した上で都市マスタープランや県の条例にもとづき、バリアフリー化などの整備を行っています。

今後は、由良町の豊かな歴史や文化、恵まれた自然環境を背景として、宅地整備等による有効な居住環境の確保や、公共施設等の積極的なバリアフリー化の実施などを検討し、「由良町で子育てをしたい」という意識を抱くことができるまちづくりが求められています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 良好な生活環境の整備

子育てを担う若い世代の定住化が進むように、利便性が高く、広くゆとりのある住宅が確保できるように、情報提供を行います。また、安心して子どもや子どもを連れた人、妊産婦などが外出できるよう、生活環境や主要道路の整備など安心・安全なまちづくりを進めます。

| 事業名 | 生活環境の整備 |
|-----|--|
| 内容 | 子どもや妊産婦、乳幼児連れ等、すべての人が安心して外出できるように、子育てバリアフリーを導入して、より利便性、安全性を考慮した生活環境の整備に努めます。 |

| 事業名 | 道路の安全確保 |
|-----|---|
| 内容 | 子どもや子連れの保護者の安全を考慮した道路施設の整備を図るとともに、子どもたちが安全に登下校できるように、基幹道路のガードレールの整備およびカーブミラーの設置を進めます。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 住環境の充実 |
| 内容 | 公営住宅の整備については、定住化の促進のため、子育て家庭が安全で住みやすい居住環境の整備に努めます。 |

2. 子どもの安全の確保

子ども達が交通事故や犯罪の被害に遭わないために、交通安全意識の高揚はもちろんのこと、関係機関との連携や地域における見守りを通じて、子ども達が交通事故や犯罪にあわない環境づくりが重要です。

由良町では、子どもの安全や犯罪の防止を目的として、保育所、小学校において、交通安全教室を定期的を実施しています。

また、交通事故や犯罪の被害を防止するため、小学校の登下校の時間帯に、子どもを守るボランティアの会の方々が狭い路地や交差点に立ち、見守り活動を実施しています。さらに、子どもが犯罪に巻き込まれそうになった時に、緊急避難の場所を提供する「きしゅう君の家」が町内には123軒あるなど、まちぐるみで、交通事故や犯罪被害防止のための取り組みを進めています。

今後も住民、行政、関係機関や団体が連携して、地域と一体となった防犯活動の展開や有害環境の改善など、住民一人ひとりの防犯意識と連帯意識の高揚を図ることが必要となっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 交通安全の推進

交通安全教室の充実を図り、交通安全意識を醸成するとともに、住民一人ひとりが子どもの交通安全に配慮するような取り組みを推進します。

| 事業名 | 交通安全意識の高揚 |
|-----|--|
| 内容 | 保育所や小学校、中学校などでの交通安全教育の充実に努め、交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の減少を図ります。 |

| 事業名 | 交通安全対策の強化 |
|-----|---|
| 内容 | 子どもたちが安全に通学できるよう、ボランティア団体等、関係機関と連携を密にし、見守り活動の強化を図ります。また、横断旗や横断歩道の整備などの交通安全対策を推進します。 |

(2) 犯罪等からの安全の確保

保育所や小学校、中学校などの子どもの防犯意識の育成や子どもを犯罪防止のため見守る「きしゅう君の家」など、子どもの安全を確保するよう整備を行います。また、地域ボランティアの協力による見守り、声かけなどにより交通事故や犯罪被害の防止に努めます。

| 事業名 | 犯罪からの安全の確保 |
|-----|--|
| 内容 | 青少年の非行を未然に防止したり、犯罪や事故から守るため、日頃より地域住民から情報を収集するとともに、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、関係機関と連携を強化し、注意を促していきます。また、「きしゅう君の家」協力世帯の促進のため、定期的な協力依頼、情報提供等に取り組みます。そのほか、住民の意見等もふまえながら、防犯灯の設置に努めます。 |

(3) 有害環境の改善

青少年健全育成を阻害する有害環境を除去するため、自主的な規制を促すとともに、関係機関の連携により有害環境の改善に努めます。

| 事業名 | 有害環境の改善 |
|-----|--|
| 内容 | 青少年の健全育成のため、性や暴力等に関する過激な内容の雑誌やビデオ、ゲームソフト等の排除に加え、インターネット（携帯電話）の普及による、出会い系サイトや学校裏サイト等による犯罪、被害を防止するため、学校、青少年育成団体、地域などと連携を図り、サイトの除去等を図ります。 |

V. 仕事と子育ての両立の推進

1. 仕事と子育ての両立の推進

現在、女性の社会進出が進み、子どもをもつ女性であっても仕事を続けることが多くなっています。そのため、多様な働き方や生き方が選択できるように、仕事と子育てを両立しやすい職場の環境整備が求められています。家庭においても女性のみが家事・育児を担い、負担や不安を感じることがないよう、男女がともに協力して家庭生活を送ることが重要となっています。

由良町では、商工会と連携し、仕事と育児の両立ができるように、参加企業・事業所に対して育児・介護休業法の啓発や労働時間の短縮、ジョブシェアリング等の制度導入促進に努めています。

また、男女共同参画の視点から広報や各種講演会等で、男性の育児として家事分担や子どもの接し方について啓発を行っています。

今後は、関係機関との連携を強化しながら、仕事と育児の両立ができるような環境づくりに努めていくとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

施策の展開と関連主要事業

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

人生の各段階（ライフステージ）に応じて、多様な生き方、働き方が選択できる、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現に向けて啓発を推進します。

| 事業名 | 仕事と家庭の調和の検討 |
|-----|--|
| 内容 | 仕事と家庭の調和の実現に向けて、広報などによる啓発や講座等の開催を行います。 |

(2) 仕事と子育ての両立の推進

働きながら子育てをしている人が、仕事と子育ての両立ができるように、育児休業制度の普及を促進するとともに、労働時間などの雇用条件を改善するため、事業主への要請を図ります。

| 事業名 | 事業所の理解と協力 |
|-----|---|
| 内 容 | 仕事と育児の両立を支援するため、育児休業給付、育児退職者の再雇用の促進、労働時間の短縮、男女雇用機会均等法、次世代法などの周知を図り、各事業主に理解と協力を求めています。 |

(3) 男女共同参画社会の推進

男女が協力して子育てを行う環境づくりのため、家庭における固定的な性別役割意識を見直し、老若男女さまざまな人々に、性差による差別をなくす働きかけや情報提供を、あらゆる機会を通じて図ります。

| 事業名 | 男女共同参画社会の推進 |
|-----|--|
| 内 容 | 家庭生活、地域活動への参加等男女がともに参加できるように、子育て支援事業の充実や保育付きの行事の開催を図ります。また、子どもがこれからの男女共同参画社会の担い手となるよう、性差による差別をなくす働きかけ、相互の人格、人権を尊重しあう社会をめざして教育を推進します。 |

| 事業名 | 父親の育児参加の促進 |
|-----|--|
| 内 容 | 育児教室等をさらに充実させ、母親と一緒に両親が参加しやすい環境にするよう努力して、父親の家庭教育への参加を積極的に進めます。 |

VI. 子どもの権利を守る環境の整備

1. 児童の権利に関する条約の普及・啓発

すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利を擁護するため、子どもの人権に対して、一人ひとりの意識を高めるとともに、人権侵害の被害にあわないよう、啓発活動等の取り組みが重要です。

由良町では、子どもが社会の一員として意見や権利が尊重されて、主体的に参加できる社会に向けて、人権に関する講座やセミナーの開催等、機会を通じて子どもの人権に関する啓発を行っています。

また、子どもの人権擁護を推進するため、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」に関する啓発活動を進め、人権意識の高揚のため、人権週間(12月4日～10日)に小・中学生から募集した人権に関する標語及びポスターの展示を開催しています。

今後も、人権意識の一層の高揚のため、保育所や小学校、中学校等における人権教育が必要となっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 児童の権利に関する条約の普及・啓発

一人ひとりの子どもたちの人権を尊重するため、善悪の正しい判断力を身につけ、いじめや差別を見抜き、なくすための実践的態度和とれる教育・指導を進めます。

| 事業名 | 児童の権利に関する条約の普及・啓発 |
|-----|--|
| 内容 | 子どもの人権擁護のため、「児童憲章」や「子どもの権利条約」の周知を図ります。また、保育所や小学校、中学校等における人権教育を推進します。 |

2. 児童虐待防止対策の充実

家族規模の縮小や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立が進み、家庭機能の低下が叫ばれており、児童虐待の増加が懸念されています。また、保護者の出産や子育ての悩みや不安にとどまらず、家族や近所あるいは職場での人間関係などで、女性特有の悩みを抱えたり、心が傷つけられているという危険性が指摘されています。

由良町では、平成20年2月に、「由良町要保護児童対策地域協議会」を立ち上げ、行政・学校・地域が一体となって積極的に児童虐待防止に努めています。また、児童虐待防止のための相談窓口を設置し、電話や窓口などで気軽に相談できる環境づくりを行うなど、児童虐待防止対策を未然に防止する対策の充実を図っています。

今後も、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目ない総合支援が課題となっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 児童虐待防止対策の充実

虐待の事案に関しては、要保護児童地域対策推進協議会を中心として、保護者を含めた家庭の児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目ない総合支援を図ります。

| 事業名 | 心のケアの推進 |
|-----|---|
| 内容 | 婦人相談、母子相談等を充実し、女性の心のケアを進めます。社会のなかで傷つきやすい女性の心の問題に対応するため、婦人相談、母子相談等などによる心のケアを進め、きめ細やかな相談体制の充実を図ります。 |

| 事業名 | 児童虐待防止の体制整備 |
|-----|---|
| 内容 | 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、保健・医療・福祉・教育など関係機関との連携による要保護児童対策地域協議会を充実させます。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 虐待の予防対策 |
| 内容 | 虐待の予防対策のため、保育者や小学校教員向けの研修を児童相談所と協力して行うなど、担当者のレベルアップを図るとともに、乳幼児健診等の際に簡単なアンケート調査を行い、育児不安の高い母親等の状況を把握して、声かけや電話でフォローを行い、虐待の未然の防止を図ります。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 虐待の早期発見体制の整備 |
| 内容 | 子どもの虐待や育児放棄を未然に防ぐために、プライバシーには十分配慮しつつ、児童相談所、保健センター、保健所、学校、警察などの公的機関はもとより、地域に住む民生委員児童委員等の協力を得ながら、子どもの虐待や育児放棄の早期発見に努めます。また、地域住民に児童虐待にかかる情報を提供するとともに、発見した場合の通報の方法等を周知します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 児童虐待のアフターケア |
| 内容 | 専門機関などと連携しながら、虐待の当事者などへのカウンセリングを行い、社会復帰の援助を図ります。 |

3. ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の母子家庭や父子家庭への対応については、ひとり親の抱えている困難が複雑に重なりあっている場合が多いことから、生活支援や保育サービスの提供、経済的支援、就業支援など、総合的な対策を適切に実施して、子どもの健全な育成が保証される環境を整備していくことが求められています。

由良町では、ひとり親家庭が自立した生活を営むことができるように、ひとり親への就労支援や児童扶養手当等の経済的支援に取り組むとともに、健診や家庭訪問で実情を把握しながら、生活支援事業に取り組んでいます。

価値観の多様化や社会情勢などから、ひとり親家庭は増加することが予測されており、今後は、ひとり親の自立に向けた支援の強化が求められています。

施策の展開と関連主要事業

(1) ひとり親家庭の自立支援

保育サービスをはじめとする子育て支援や就労支援、経済的支援など、ひとり親家庭の自立支援に向けた総合的なサービスの実施を図ります。

| 事業名 | ひとり親家庭の自立支援 |
|-----|--|
| 内容 | 生活の安定と向上を図るため、子育て支援や就労支援など、ひとり親向け教室や健診を通して、各種支援策を総合的に講じていきます。また、就業に関する相談や必要な技能や知識を身につけるための相談、雇用情報の提供に努めます。 |

4. 障害児施策の充実

心身に障害のある子どもの健全な発達を促すため、早期療養体制の確立が重要となっています。

由良町では、御坊保健所と由良町を含む管内6市町村で策定された日高圏域障害福祉計画にもとづき、障害児への取り組みを実施しています。また、保育所では、健康と福祉の増進のため、障害児の受け入れを行い、障害児保育を実施しています。

今後は、関係機関の連携を強化するとともに、障害児の一貫した教育支援体制の強化を進めるため、就園・就学時における対応の強化や、学校卒業の進路・生活を視野に入れた特別支援が課題となっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 障害児施策

ノーマライゼーション(※)の理念にもとづきながら、支援費制度や療育、保育・教育、経済的支援、相談体制など障害児施策に取り組みます。

| 事業名 | 障害の早期発見・治療・療育の推進 |
|-----|--|
| 内容 | 健康と福祉の増進のため、広域的に医療機関との連携を強化し、乳幼児健康診査の受診勧奨を行い、早期発見・治療・療育を推進します。 |

| 事業名 | 障害児の居宅生活支援 |
|-----|---|
| 内容 | 日高・有田圏域障害児者相談・生活サポートセンターゆめで、児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、児童デイサービス事業、児童短期入所事業（ショートステイ）の利用を促進し、障害をもつ児童の居宅生活を支援します。 |

※ ノーマライゼーション

さまざまな障害をもつ人々や加齢により心身機能が低下した人々が、不自由なく生活できる社会こそが、すべての人にとって暮らしやすい社会（ノーマルな社会）であるとした観点にたち、障害者や高齢者をはじめ、子どもや女性等を含めたすべての人が、家庭や地域とともに暮らし、普通の生活を送ることができるような社会をつくるという理念を指します。

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 障害児教育の充実 |
| 内 容 | 保育所と小学校が連携して、障害の種類や程度、教育的ニーズを的確に把握し、一人ひとりに応じた指導を図るとともに、児童・生徒の成長段階に合わせた一貫した支援が行えるよう体制の整備に努めます。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 支援体制の充実 |
| 内 容 | 保健、医療、福祉、教育等の各種施策が、体系的かつ円滑に実施されるように、日高圏域障害福祉計画にもとづいて、専門的・広域的な観点からの支援を行います。また、保護者の継続的な交流や療育についての学習機会の提供を図ります。 |

5. 被害を受けた子どもの保護の推進

いじめや犯罪・虐待等の被害にあった子どもに対しては、一刻も早いケアが必要となるのでカウンセリング等の充実が求められています。

由良町では、犯罪等の被害や甚大な心理的影響を受けた子どもについては、関係機関（警察、教育委員会等）との連携のもと、原則として子どもを受け持つ担任等が対応しています。

虐待の事案については、由良町要保護児童対策地域協議会を中心として、児童相談所などとの関係機関の連携のもと、対応に努めています。

今後も、関係団体や関係機関と連携を図りながら、被害を受けた子どもに迅速に対応ができるよう、各分野の支援策を講じることが課題となっています。

施策の展開と関連主要事業

(1) 被害を受けた子どもの保護の推進

児童・生徒のいじめや犯罪等の被害にあった子どもに対しては、早期段階におけるケアが必要となるため、カウンセリング等の場を提供するなど、各分野の支援策の充実に努めます。

| 事業名 | 被害を受けた子どもの保護の推進 |
|-----|---|
| 内 容 | 小学校、中学校、PTA、児童相談所、保健所などの関係機関との連携を強化し、カウンセリング体制の充実に努めるなど、きめ細やかな対応を図るように努めます。 |

資料編

1. 由良町次世代育成支援行動計画策定委員会要綱

2. 由良町次世代育成支援行動計画策定委員会名簿

| No. | 役職名 | 氏名 |
|-----|-------------|-------|
| 1 | 教育長 | 中田 邦城 |
| 2 | PTA 連絡協議会会長 | 向井 宏幸 |
| 3 | 保育所保護者会代表 | 岸本 麻美 |
| 4 | 保育所長 | 川出 節代 |
| 5 | 子育て支援センター長 | 山崎 博美 |
| 6 | 主任児童委員 | 藤本 民子 |
| 7 | 児童館長 | 相原 修二 |

(敬称略・順不同)

